

島根県 ICT 総合戦略

島 根 県

目次

第1章 ICT 総合戦略の趣旨と役割	- 1 -
1 戦略の目的	- 1 -
2 戦略の性格及び位置づけ	- 1 -
3 施策の進捗管理	- 2 -
(1) 基本姿勢	- 2 -
(2) 推進体制と進捗管理	- 2 -
第2章 これまでの取組と県の課題	- 3 -
1 これまでの取組	- 3 -
(1) 島根県地域情報化戦略（平成24年1月策定、平成29年3月改訂）	- 3 -
(2) 島根県行政情報化推進指針（平成29年4月策定、平成30年3月一部改正）	- 3 -
(3) 島根県官民データ活用推進計画（令和2年6月策定）	- 3 -
2 社会情勢と県政が抱える課題	- 4 -
(1) 社会情勢と国の方針	- 4 -
(2) 県政の課題 ～島根創生の推進～	- 8 -
第3章 基本方針	- 9 -
1 県民の利便性向上と行政の効率化 ～行政の情報化～	- 9 -
2 ICTの利活用による島根創生の推進 ～施策分野別の取組～	- 10 -
3 デジタルデバイド対策	- 10 -
第4章 県民の利便性向上と行政の効率化 ～行政の情報化～	- 11 -
1 行政情報化を巡る課題と職員の意識改革	- 12 -
2 行政情報化にあたっての視点	- 13 -
(1) 行政情報化をめぐる課題を踏まえた取組の方向性	- 13 -
(2) 取組にあたっての考え方	- 14 -
3 県民の利便性向上に向けた取組	- 17 -
(1) 行政手続のオンライン化等による県民の利便性向上	- 17 -

- (2) データ活用による行政サービス向上の推進 - 18 -
- (3) 効果的な情報の提供、マイナンバーカードの普及・活用による県民の利便性向 - 20 -
- 4 行政の効率化に向けた取組 - 20 -
 - (1) 内部業務のデジタル化による行政の効率化 - 21 -
 - (2) 業務の効率化を行うための環境整備 - 21 -
- 5 デジタル人材の確保と育成（職員のスキル向上） - 23 -
- 6 市町村との連携による県民の利便性向上等 - 23 -

第5章 ICTの利活用による島根創生の推進 ～施策分野別の取組～ - 25 -

- 1 人口減少に打ち勝つための総合戦略 - 26 -
 - (1) 魅力ある農林水産業づくり - 26 -
 - (2) 力強い地域産業づくり - 27 -
 - (3) 人材の確保・育成 - 29 -
 - (4) 結婚・出産・子育てへの支援 - 31 -
 - (5) 中山間地域・離島の暮らしの確保 - 31 -
 - (6) 新しい人の流れづくり - 32 -
- 2 生活を支えるサービスの充実 - 33 -
 - (1) 保健・医療・介護の充実 - 33 -
 - (2) 地域共生社会の実現 - 36 -
 - (3) 教育の充実 - 36 -
- 3 安全安心な県土づくり - 39 -
 - (1) 生活基盤の確保 - 39 -
 - (2) 防災対策の推進 - 40 -

第6章 デジタルデバイド対策 - 43 -

- 1 全ての県民への配慮 - 43 -
- 2 県と市町村の連携 - 44 -

用語解説 - 45 -

第1章 ICT 総合戦略の趣旨と役割

1 戦略の目的

今般のコロナ禍を契機にデジタル社会への急速な進展が見込まれる中、国においては「自治体 DX 推進計画^(※1)」が策定されるなど、社会のあらゆる分野でいわゆる「DX^(※2)」（デジタル・トランスフォーメーション）の推進が求められている状況にあり、ICT^(※3)の利活用は、単なる紙の電子化による効率化等にとどまらず、その取組により新たな価値等が創出されることが期待されています。

こうした認識の下、今回策定した「島根県 ICT 総合戦略」は、ICT 利活用の推進により行政のデジタル化を加速させ、県民の利便性の向上や行政の効率化を図ること及び「活力ある産業をつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「地域を守り、のびす」「島根を創る人をふやす」「健やかな暮らしを支える」「心豊かな社会をつくる」「暮らしの基盤を支える」「安全安心な暮らしを守る」の8つを目指す島根創生を推進することを目的とし、その目的達成に向けて、県が取るべき方向性及び施策をとりまとめたものです。

2 戦略の性格及び位置づけ

「島根県 ICT 総合戦略」は、これまで策定した情報化に関する計画における施策について、ICT 利活用の観点から数年後を見据えて、あらためて整理しました。

その際、ICT の浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させる、DX を社会全体で目指す中で、本戦略も、「デジタル技術を活用して既存の行政サービスの変革」等を目指すものとします。

また、本戦略は、官民データ活用推進基本法（平成 28 年 12 月）に基づき都道府県が策定する官民データ活用推進計画の役割を担うものであり、法で定める基本的な方針などを踏まえ、データを活用した施策形成や情報セキュリティへの適切な対応を前提とした ICT の利活用を進めるためのものです。

本戦略の期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

(※1) 自治体 DX 推進計画 令和 2 年度に策定され、自治体に取り組むべき事項・内容を具体化することにより、デジタル社会構築に向けた取組を自治体の足並みをそろえて進める計画。

(※2) DX（デジタル・トランスフォーメーション） 「Digital Transformation」の略称。進化した IT 技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念。

(※3) ICT（アイシーティー） 「Information and Communication Technology」の略称。デジタル化された情報の通信技術であり、インターネットなどを經由して人と人をつなぐ役割を果たすもの。

3 施策の進捗管理

(1) 基本姿勢

本戦略を推進するためには、改善意識、県民目線、連携と協働等の視点は欠かせません。

- ① 情報化の進展に遅れないよう、各施策の取組に当たっては、試行錯誤を繰り返し、その中で課題解決にとどまらず新たな価値創造を目指します。
- ② ICT の利活用は、業務効率化、省力化、コスト削減等の効果が見込まれる一方、県民の利便性向上の視点がおろそかになりがちであるため、県民のための取組であるという視点を失わず、また、デジタル化に対応できる方、できない方といった情報格差を生み出さない工夫を取り入れる姿勢で取り組めます。
- ③ 住民の暮らしを守り、地域振興に全力で尽くすという同じ立場にある市町村とも互いに協力し、連携をとって取組を進めていきます。

また、全県で取組を進める観点から各産業等分野の関係団体や、県民の皆様、企業・NPO 等とも幅広く意見交換し協働していきます。

(2) 推進体制と進捗管理

- ① デジタル技術やデータを活用し、県民目線に立った施策を進めるため、島根県職員全員が共通理解を持ち、行政の情報化と島根創生の推進に取り組むよう、令和4年度に新たに設置するデジタル戦略室において、全庁におけるデジタル化を進めていきます。
- ② 行政サービス等のデジタル化について、全庁横断の下、一体的、総合的に取り組むため、令和4年度から CIO（最高情報化推進総括者）を副知事にします。また、各部局の次長等で構成する ICT 戦略会議を設置し、必要に応じ、関係課の会議等を機動的に開催します。
- ③ ICT 戦略会議の指揮の下、各部局の主管課長等で構成する ICT 推進会議において、本戦略に掲げた施策の進捗管理等を行います。
- ④ 本戦略に記載している個別施策は、毎年度、企画・実施・評価・改善の PDCA サイクル^(※4)により実施する行政評価を踏まえ、予算編成等を通じて、見直しを図ります。
- ⑤ デジタル庁の設置などの国の動向等を踏まえ、必要に応じて中間見直し等も検討します。

^(※4) PDCA サイクル 業務管理における継続的な改善方法。Plan（企画）→ Do（実施）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法。

第2章 これまでの取組と県の課題

1 これまでの取組

これまで島根県では、「島根県地域情報化戦略」により ICT の利活用を通じた地方創生の加速化を、また、「島根県行政情報化推進指針」により、効率的で質の高い行政運営の実現を目指してきました。

さらに、デジタル化を進めるために必要なデータの利活用を推進する「島根県官民データ活用推進計画」を策定し、当面の重点取組を定め個別施策を進めてきました。

(1) 島根県地域情報化戦略（平成 24 年 1 月策定、平成 29 年 3 月改訂）

島根の地方創生を加速させるため、様々な分野での ICT の利活用を通じて、「住みやすさの向上」「地域経済の活性化」「行政サービスの向上」「ICT 利活用の促進に向けた教育と人材育成」の 4 つを基本的な方向性として取組を推進するものとして「地域情報化戦略」を改訂しました。

その中で、医療・福祉・生活分野、教育分野、情報通信の利用環境の向上、地域産業の振興、観光の振興、効率的で質の高い行政運営の実現、ICT 分野の産業人材育成等を重点的に取り組む項目としました。

(2) 島根県行政情報化推進指針（平成 29 年 4 月策定、平成 30 年 3 月一部改正）

地域情報化戦略の改訂と併せて、ICT をどのように行政運営などに役立てていくかを示す今後の利活用の指針を示し、「県民利便性の向上」「行政運営の効率化」「情報セキュリティ対策・災害対策の徹底」を基本的な方向性として取組を推進するものとして「行政情報化推進指針」を改訂しました。

本指針の下に、行政手続の電子化を推進する「島根県行政手続オンライン利用促進アクションプラン」を、また、情報通信システムの全体最適化と情報セキュリティを推進する「島根県情報通信システム全体最適化アクションプラン」をまとめ具体的な取組を実施してきました。

(3) 島根県官民データ活用推進計画（令和 2 年 6 月策定）

官民データ活用推進基本法に基づき、当面続く人口減少に対応し、地域全体で取り組むべき打開策として、「人口減少を前提とした地域社会への転換」「AI 等のデジタル技術や官民データ活用による生産性の飛躍的向上」について提示した「官民データ活用推進計画」を策定しました。

島根創生計画等と整合させつつ、デジタル技術の導入や官民データの活用に関して、地域・県民及び行政内部向けの施策を整理した計画です。

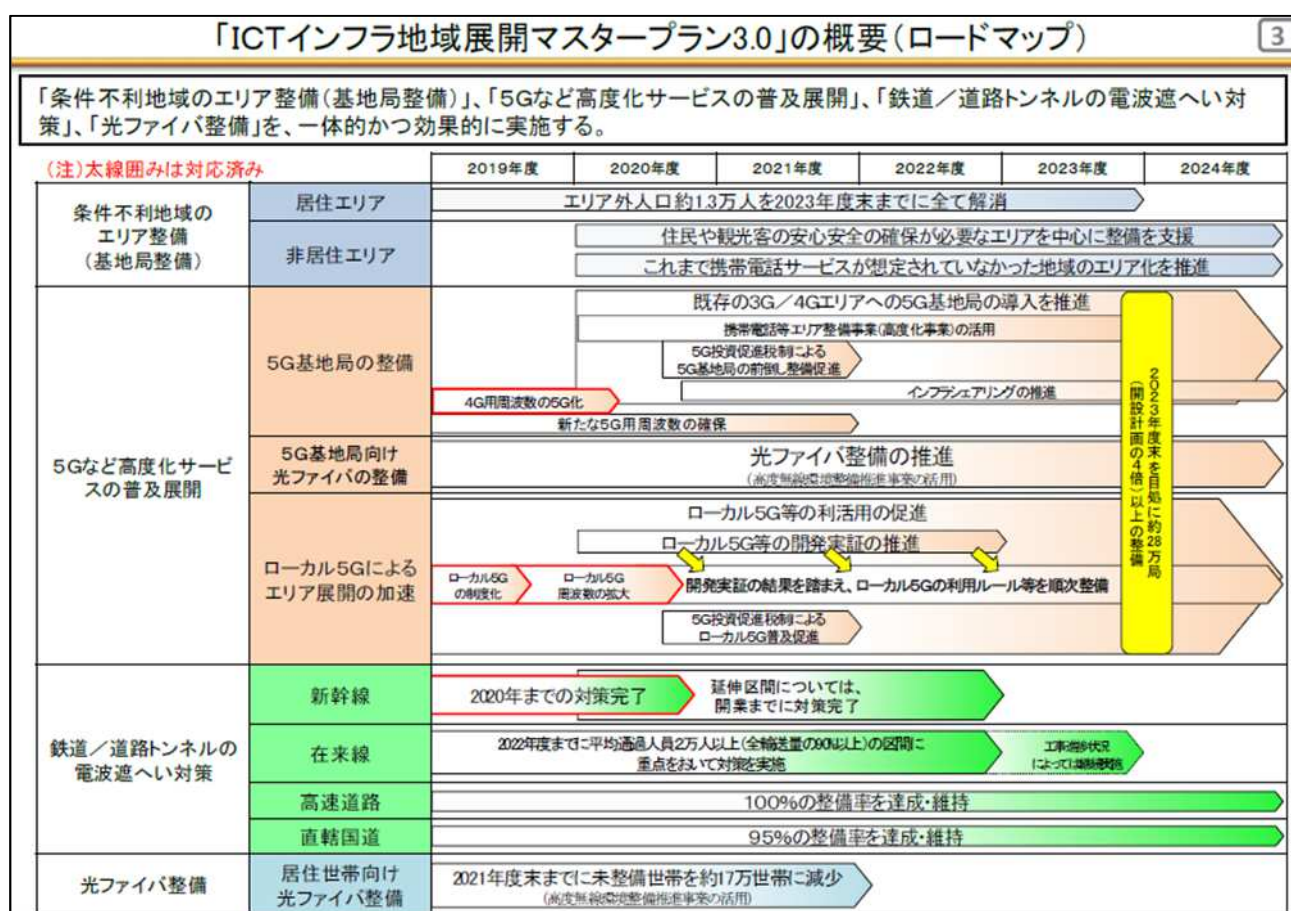
2 社会情勢と県政が抱える課題

(1) 社会情勢と国の方針

我が国は人口減少に伴う労働力不足という危機的な状況に直面しており、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会課題の解決を両立していく新たな社会 Society5.0^(※5)の実現を目指しています。

また、国は「ICT インフラ地域展開マスタープラン」を策定し、Society5.0 の実現に向けて 5G^(※6)をはじめとした携帯電話基地局や光ファイバー^(※7)などの ICT インフラの整備計画を示しています。

【参考】「ICT インフラ地域展開マスタープラン 3.0」



(出典：総務省「ICT インフラ地域展開マスタープラン 3.0」令和2年12月25日)

^(※5) Society5.0 (ソサエティ 5.0) サイバー空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

^(※6) 5G 第5世代移動通信システム。「高速大容量」「低遅延通信」「多数同時接続」という3つの特徴をもつ。

^(※7) 光ファイバー 信号を伝送するための非常に細い線で、主に光通信の伝送路として使用される。

そうした中、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）の下、「デジタル社会形成基本法」（令和3年5月）が制定され、今後デジタル社会の実現に向けてできるものから順次積極的に実践していくこととされています。

具体的には、「官民挙げたデジタル化の加速」に取り組むこととし、官民インフラを今後5年で作り上げ、デジタル庁を核としたデジタルガバメント^(※8)の確立、民間のDXを促す基盤整備を加速し、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を構築することを目指しています。

【参考】「【2020年改訂版】デジタル・ガバメント実行計画の概要」

【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画の概要	
<p>➤ デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～</p> <p>➤ デジタル庁設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速</p>	
<p>サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える等のサービス設計12箇条に基づく、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービス ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される行政サービスの100%デジタル化の実現 ✓ 業務改革（BPR）を徹底し、利用者の違いや現場業務の詳細まで把握・分析 	<p>一元的なプロジェクト管理の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ デジタル庁の設置も見据え、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における一元的なプロジェクト管理を強化 ✓ 政府情報システムの効率化、高度化等のため、情報システム関係予算の一括計上の対象範囲を拡大（全システム関係予算のデジタル庁一括計上を検討） ✓ 機動的・効率的・効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行 ✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちシステム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減を目指す（令和2年度比） ✓ 外部の高度専門人材活用の仕組み、公務員試験によるIT人材採用の仕組みを早期に導入
<p>国・地方デジタル化指針</p> <p>「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告（工程表含む）」に基づき推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国・地方の情報システムの共通基盤となる「(仮称)Gov-Cloud」の仕組みの整備 ✓ ワンス・オンリー実現のための社会保障・税・災害の3分野以外における情報連携やプッシュ通知の検討、情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直し ✓ 国・地方のネットワーク構造の抜本的見直し（高速・安価・大容量に） ✓ 自治体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」活用 ✓ 強力な司令塔となるデジタル庁設置、J-LISを国・地方が共同で管理する法人へ転換 ✓ 公金受取口座を登録する仕組み、預貯金付番を円滑に進める仕組みの創設 ✓ マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載、電子証明書の暗証番号の再設定等を郵便局においても可能に、未取得者への二次元コード付きカード交付申請書の送付、各種カードとの一体化（運転免許証、在留カード、各種の国家資格等） ✓ マイナポータルのUX・UI改善（全自治体接続等）、情報ハブ機能の強化 ✓ 個人情報保護法制の見直し（法律等の一元化、民間事業者等の負担軽減） ✓ 戸籍における読み仮名の法制化（カードへのローマ字表記、システム処理の迅速化） 	<p>行政手続のデジタル化、ワンストップサービス推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 書面・押印・対面の見直しに伴い、行政手続のオンライン化を推進 ✓ 登記事項証明書（情報連携開始済）、戸籍（令和5年度以降）等について、行政機関間の情報連携により、順次、各手続における添付書類の省略を実現 ✓ 子育て、介護、引越、死亡・相続、企業が行う従業員の社会保険・税及び法人設立に関する手続についてワンストップサービスを推進 ✓ 法人デジタルプラットフォームの機能拡充による法人等の手続の利便性向上
<p>デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備（上記指針以外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備 ✓ クラウドサービスの利用の検討の徹底、セキュリティ評価制度（ISMAP）の推進 ✓ 情報セキュリティ対策の徹底・個人情報の保護、業務継続性の確保 ✓ 新たなデータ戦略に基づき、ベースレジストリ（法人、土地等に関する基本データ）の整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の強化等を推進 	<p>デジタルデバイス対策・広報等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 身近なところで相談を受けるデジタル活用支援員の仕組みを本格的に実施 ✓ SNS・動画等による分かりやすい広報・国民参加型イベントの実施
<p>デジタル・ガバメント実行計画の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備 ✓ クラウドサービスの利用の検討の徹底、セキュリティ評価制度（ISMAP）の推進 ✓ 情報セキュリティ対策の徹底・個人情報の保護、業務継続性の確保 ✓ 新たなデータ戦略に基づき、ベースレジストリ（法人、土地等に関する基本データ）の整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の強化等を推進 	<p>地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自治体の業務システムの標準化・共通化を加速（国が財源面を含め支援） ✓ マイナポータルの活用等により地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化を推進 ✓ 「自治体DX推進計画」に基づき自治体の取組を支援 ✓ クラウドサービスの利用、AI・RPA等による業務効率化を推進 ✓ 「地域情報化アドバイザー」の活用等によるデジタル人材の確保・育成

※本計画は、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画として位置付けることとする。

（出典：総務省「デジタル・ガバメント実行計画」令和2年12月25日）

(※8) デジタルガバメント デジタル技術を活用しながら行政サービスを見直し、国が抱える社会問題の解決や経済成長を実現するための改革。

こうした状況の中で進められるデジタル化は、「効率化を追求するだけでなく、利用者に対して新たな価値を提供する DX を進める」ことが求められています。

【参考】「デジタル社会の実現に向けた重点計画（概要）」

デジタル改革の目的

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（R2年12月25日閣議決定）

- デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることに繋がる。

デジタル社会を形成するための10原則

- | | | | | |
|----------|---------|--------|-----------|----------|
| ①オープン・透明 | ②公平・倫理 | ③安全・安心 | ④継続・安定・強靱 | ⑤社会課題の解決 |
| ⑥迅速・柔軟 | ⑦包摂・多様性 | ⑧浸透 | ⑨新たな価値の創造 | ⑩飛躍・国際貢献 |

デジタル改革関連法（R3年5月12日成立）

<本重点計画>

- ・ デジタル化はあくまでも手段であり、その目的は我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現
- ・ デジタル改革が目指す究極の姿は「デジタルを意識しないデジタル社会」
- ・ 徹底した国民目線で行政サービスを刷新すること等により、誰もがデジタルの恩恵を受けることのできる社会や、地方においてもデジタルによる恩恵が受けられる社会に向け、さらには、自然災害や感染症等に際しての強靱性の確保や、少子高齢化等の社会的な課題への対応のためにも、国、地方公共団体、民間事業者その他の関係者が一丸となって取り組む
- ・ 国民目線でサービス向上に資する取組をできるものから順次積極的に実践していく

また、デジタル社会形成基本法において、デジタル社会の形成は、民間が主導的役割を担うことを原則とし、行政はそのための環境整備を図ることとされており、行政は民間が進めるデジタル化に支障が生じないように、早急にデジタル化を進めることが必要とされています。

そして、国において、行政や公共分野におけるサービスの質の向上等を目指した、「自治体 DX 推進計画」が策定され、自治体情報システムの標準化・共通化などデジタル社会の構築に向けた取組を全ての地方自治体において、着実に進めていくこととされています。

今後、島根県は「自治体 DX 推進計画」に沿って、早急かつ着実に行政のデジタル化を進めていかなければなりません。また、こうした自治体 DX の推進にあたっては、マイナンバーカード^(※9)の普及やセキュリティ対策の強化など、県と市町村の連携が不可欠であり、民間や学術分野の知見等も活かして効果的に進めていくことも必要です。

【参考】「自治体 DX 推進計画の概要」

1. 目指すべきデジタル社会のビジョン

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～（デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針）の実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市町村の役割が極めて重要。

2. 意義

行政サービスにおいてデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げることが求められる。更にはデータの様式の統一化を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することにより、EBPM^(※10)等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタルビジネスなど新たな価値等が創出されることが期待される。

3. 項目

- ・対象期間：2026年3月まで
- ・推進体制の構築：組織体制の整備、デジタル人材の確保・育成、計画的な取組、県による市町村支援
- ・重点取組事項：情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、AI^(※11)・RPA^(※12)の利用促進、テレワーク^(※13)の推進、セキュリティ対策の徹底

^(※9) マイナンバーカード 住民の申請により無料で交付されるプラスチック製のカードで、表面には顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が表示されており、本人確認書類として利用できる。また、裏面には12桁の個人番号（マイナンバー）が記載されており、法律または条例で定められた手続におけるマイナンバーの確認に利用できる他、ICチップを利用して行政機関に対する電子申請などにも利用できる。

^(※10) EBPM（イービーピーエム） 「Evidence Based Policy Making」の略称。証拠に基づく政策立案。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。

^(※11) AI（エーアイ） 「Artificial Intelligence」の略称。学習や判断などの機能を備えたコンピュータシステムのこと。人工知能。

^(※12) RPA（アールピーイー） 「Robotic Process Automation」の略称。定型的な作業について、人間に代わってAI、機械学習等を含む認知技術を活用して自動化すること。

^(※13) テレワーク ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

(2) 県政の課題 ～島根創生の推進～

島根県においては、人口減少・少子高齢化をはじめ、労働力人口の減少、雇用の創出、中山間地域・離島などの条件不利地のハンディキャップの克服など、多くの課題を抱えている中で、島根創生を推進するため、島根創生計画総合戦略アクションプラン^(※14)に基づき、各種施策を着実に実施していく必要があります。

中山間地域・離島では、地域を支える人材の不足や、日常生活に必要な機能・サービスの低下が深刻化しており、住民主体による持続可能な地域運営の仕組みづくりが求められています。他方、宍道湖・中海圏域などの都市部においては、それぞれの周辺部を含めた地域の中核として発展し、県勢発展の牽引役となることが期待されています。

人口減少がいち早く進んできた中山間地域・離島と人口が集積した都市部では、課題が一樣ではありませんが、各地域が持つ強みや特性を活かした経済的自立を図ることで中山間地域・離島と都市部が共存・連携してともに発展する地域づくりを進めることとしています。

このような課題に対し、ICTは、地理的・時間的な制約を解消し得る手段であり、適切に利活用することで、大きな付加価値を生み出すことができます。また、ICTを活用してデータ収集やデータ分析を行うことで、課題の可視化や施策立案へと繋げることもできます。高齢者等全ての人が不安なくデジタル化の恩恵を享受できるよう配慮しながら、課題解決に向けてICTの利活用に戦略的に取り組むことが欠かせません。

^(※14) 島根創生計画総合戦略アクションプラン 「島根創生計画（第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略）」の施策の具体的な取組の考え方を示したもの。

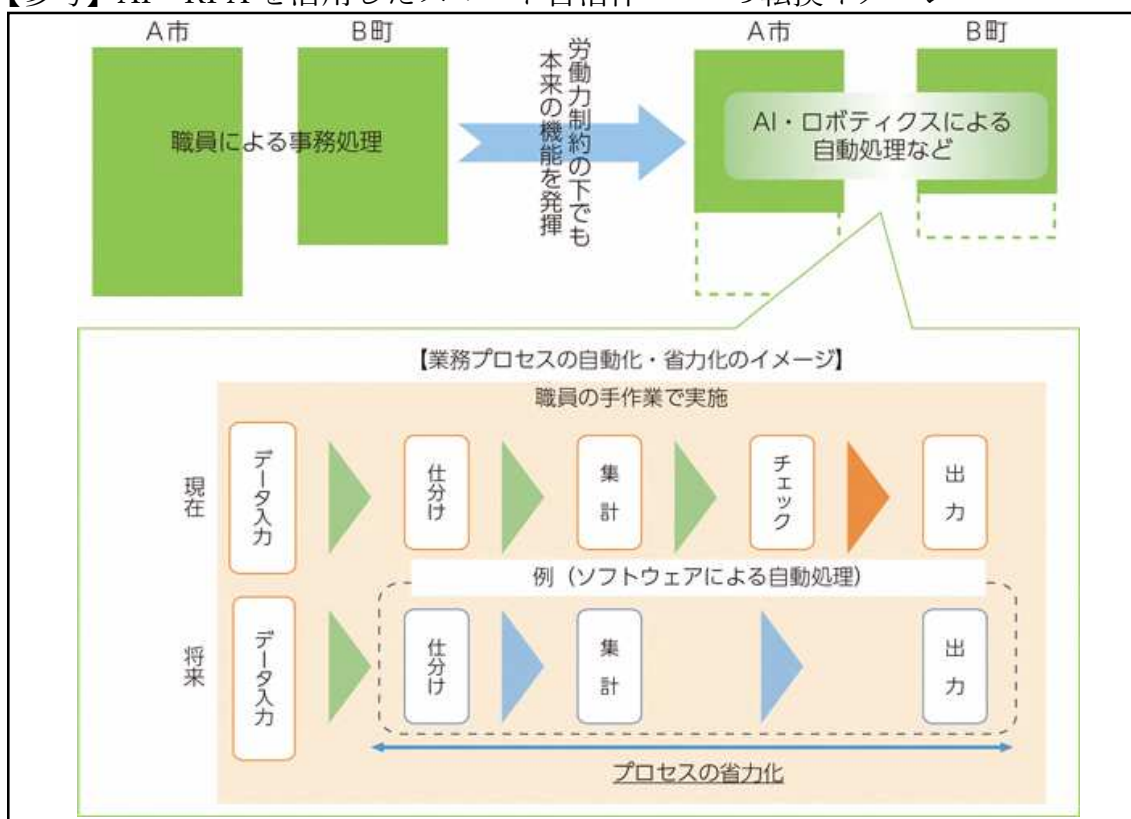
第3章 基本方針

1 県民の利便性向上と行政の効率化 ～行政の情報化～

社会構造の変化に伴い、地域社会が抱える課題や人々の価値観・ニーズは多様化・個別化し、公共サービスもニーズに応え切れない状況もみられます。

県民の利便性向上や公共サービスを主に担う行政の効率化により、県民サービスの維持向上を図るため、様々な行政機能やサービスの効率化に資する ICT の積極的な利活用を進めることとします。

【参考】 AI・RPA を活用したスマート自治体^(※15)への転換イメージ



(出典：総務省 令和元年 情報通信白書)

(※15) スマート自治体 AIやRPAツールなどを活用することで、職員が行っている事務処理を自動化したり、標準化された共通基盤を用いて効率的にサービスを提供する次世代の自治体像のこと。

2 ICTの利活用による島根創生の推進 ～施策分野別の取組～

ICTの利活用により、交通アクセスなどの地理的・時間的な制約要因に関係なく、いずれの地域でも同様のサービスを楽しむようになり、また、IoT^(※16)化や企業改革が進展すれば、企業の生産性向上や新商品・新サービスの開発が見込まれ、これにより雇用創出や所得向上が期待できます。

さらに、地域の実情に応じて、様々な分野においてデジタル技術を実装することで、地域課題の解決や地域の魅力向上に繋げることが期待できます。

こうした点を踏まえ、島根創生を推進していくために、これまでICTの利活用が進んでいない分野について、積極的にICTの利活用を進めることとします。

3 デジタルデバイド^(※17)対策

障がいのある方や高齢者などを含め、一人ひとりの置かれている状況に応じて、社会参加できるようにすることが必要です。

地域社会全体でICTの利活用を進めるにあたり、年齢、障がいの有無、性別、国籍等を問わず、誰一人取り残さない形で、全ての県民にデジタル化の恩恵が広く行き渡ることが重要であり、そのために、デジタル技術を有効活用することが大切です。

ICT利活用の推進による行政の情報化及び島根創生の推進にあたっては、高齢者などが不安なくデジタル化の恩恵が受けられるよう取組を進めます。

^(※16) IoT 「Internet of Thing」の略称。「モノのインターネット」という意味で使われ、従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、駆動装置（アクチュエーター）、住宅・建物、車、家電製品、電子機器など）が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。

^(※17) デジタルデバイド インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる方とできない方との間に生じる格差のこと。

第4章 県民の利便性向上と行政の効率化 ～行政の情報化～

戦略の体系図

方針	取組	施策	
県民の利便性向上と行政の効率化 ～行政の情報化～	3 県民の利便性向上に向けた取組	(1) 行政手続のオンライン化等による県民の利便性向上	行政手続きオンライン化の推進
		(2) データ活用による行政サービス向上の推進	データを活用した施策立案・効果検証等の推進
			県が保有するデータの活用推進
	4 行政の効率化に向けた取組	(3) 効果的な情報の提供、マイナンバーカードの普及・活用による県民の利便性向上	地理情報の活用推進
			必要な人へ適切なタイミングかつ有効な手段を用いた行政情報の提供
		(1) 内部業務のデジタル化による行政の効率化	マイナンバーカードの普及と活用による県民の利便性向上等
	5 デジタル人材の確保と育成（職員のスキル向上）	(2) 業務の効率化を行うための環境整備	内部業務のデジタル完結
			執務環境のデジタル化
	6 市町村との連携による県民の利便性向上等		セキュリティ対策の徹底
			デジタル人材育成
		市町村連携	

1 行政情報化を巡る課題と職員の意識改革

自治体戦略 2040 構想研究会の報告書によると、今後人口減少により、2040 年頃には、行政の分野でも現在の半数の職員で自治体機能を維持することを考えなければならぬと問題提起されています。

また、時代や社会の構造的変化に伴う地域社会が抱える課題や人々の価値観・ニーズの多様化により、行政に対してもきめ細かな対応が求められる場合、業務の質・量が飛躍的に増え、住民のニーズに応えきれない状況になっていくと思われまます。

こうした中、国においては、社会全体のデジタル化を強力に推進するため、デジタルガバメントの確立を優先課題として位置づけ、自治体に対しては、具体的な取組を進めるために「自治体 DX 推進計画」が示されました。

この「自治体 DX 推進計画」では、特に、情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化、AI・RPA の利用促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底等が取組事項とされています。

また、住民に身近な市町村の役割が重要であるとされ、県と市町村が一体となって取組を進めること、そのために県からの市町村に対する支援が欠かせないこととされています。

行政分野における職員数の減少等により住民ニーズに応えきれない状況になることは、島根県においても同様と見込まれ、今後は、いかに業務の効率化を図っていくかが行政に課せられた大きな課題であり、業務の効率化を実現することが結果的に県民の利便性向上につながることであります。

これらの取組を進めるには、職員の意識改革が必要であり、行政情報化の必要性や方向性の共通理解、実践意識の醸成等に、まずは職員一人ひとりが取り組みます。

島根県では、これまで「島根県行政情報化推進指針」や「島根県官民データ活用推進計画」により、県民の利便性向上や業務効率化により行政サービスの更なる向上に繋げることを目指し、「行政手続オンライン利用促進アクションプラン」等に沿って、行政手続のオンライン化などを進めてきました。

各種情報システムの構築にあたって、システムの集約、共同利用や標準化等により重複投資等を防ぐ全体最適化の取組は浸透し、導入システムへの効果的な資源投入等が随時行われるようになりましたが、例えば、オンライン化の現状をみると、さらなる電子申請の利用率向上を図るなど、電子化を進めていく必要があります。

また、データを活用した施策立案により、県民の理解を得ながら施策を進めていくことが今後一層求められます。

今後は、国の動向も踏まえながら、庁舎に行かなくても手続きができるなどの県民の利便性向上や、働き方改革等の行政の効率化に繋がる各種行政情報化の取組を、市町村と連携し確実に進める必要があります。

2 行政情報化にあたっての視点

(1) 行政情報化をめぐる課題を踏まえた取組の方向性

① 県民の利便性向上

県民の利便性向上を図る上で、現状で遅れている取組はないか、取組の内容は利用者である県民の視点に立っているかなどを十分検討し取り組みます。

また、データを有効活用して政策の質を高めるとともに、データを有効に活用できる人材育成に取り組みます。

その際、デジタル化に対応できる方、できない方の間に情報格差が生じないように留意して取り組みます。

② 行政の効率化

行政事務を申請から内部処理の完結までデジタルで行うことができないかという視点で業務の効率化を進めることにより、職員は、自ら考えるべき業務や職員が実施した方がより効率的な業務、より大きな効果が得られる業務に特化し、行政サービスの向上を図ります。

また、市町村に対する支援や県と市町村間の協働などの連携強化をはじめ、必要に応じて ICT 技術等を有する企業や学術分野の人材等と連携して取り組みます。

③ 情報セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

セキュリティの確保は、行政情報化を進める上で大前提となるものであり、市町村と連携したセキュリティアクラウド^(※18)の利用など、国のガイドライン等に準拠し人的・技術的なセキュリティ対策が必要です。

また、令和5年度からは、地方公共団体の機関に対しても、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」により改正された「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」の規定が適用され、個人情報の適切な活用が行われる予定です。

^(※18) (自治体情報)セキュリティアクラウド 都道府県と市区町村が Web サーバー等を集約し、監視及びログ分析・解析をはじめ高度なセキュリティ対策を実施するもの。

本戦略の推進にあたっては、「サイバーセキュリティ基本法」や「島根県情報セキュリティポリシー」等に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するとともに、県が保有する個人情報については、現行の「島根県個人情報保護条例」及び改正後の「個人情報保護法」の規定に基づく個人情報の適正な取扱いを確保したうえで、データの適切な活用を行うこととし、以下のとおり取り組みます。

ア 高度なセキュリティ監視等の対策をとる「しまねセキュリティクラウド」を引き続き適切に構築運用し、セキュリティレベルの高い行政サービスを継続して提供します。

イ 県と市町村間でのセキュリティ情報の共有や共同研修の実施等によりセキュリティ対策の徹底を継続します。

ウ 個人情報の取扱いに関する法令等の規定について、研修の実施等を通じて職員への周知を行い、業務に必要な個人情報の適正な取扱いを図りながら、データの適切な活用に取り組みます。

(2) 取組に当たっての考え方

① 利用者目線に徹しつつ、デジタル化で県民の利便性を向上させる

ア 「この作業をデジタル化できるか」と発見する視点だけでなく、作業単位のデジタル化にとどまらず、過程全体を見直し一連の流れが効率化できないか発見する視点も持ちます。

イ 申請等の手続から許可等までの手続を、オンラインで完結させるデジタルファースト^(※19)の実現を見据え、紙主体からの脱却に取り組みます。

ウ 申請等の手続や県民とのコミュニケーションについては、デジタルな手法を含め、複数の手段に対応できるよう備えます。

エ 紙媒体を含め、あらゆるデータを電子（デジタル・データ）化し、情報システムで扱うことができるようにします。

○ 行政サービスの電子化推進（電子申請サービス等）

行政手続のオンライン化の実現を通じて、ICT を活用したスピーディで質の高い県民サービスを提供します。

オ サービスデザイン^(※20)（利用者目線）の考え方に徹して取り組みます（サービス設計 12 箇条）。

^(※19) デジタルファースト 行政手続やサービスが一貫してデジタルで完結すること。

^(※20) サービスデザイン 顧客（利用者）がサービスの利用を通して得られる体験価値を重視し、顧客の視点から事業やサービスを体系的に見直したり、新しいサービスを生み出す取組のこと。

カ デジタル・データは、地域社会の運営に活用することができる「資源」として蓄積するとともに、可能な限りオープンにします。

○ オープンデータ^(※21)活用の推進

ニーズの高いオープンデータを公開することで、その活用を促進し、島根県の様々な情報が広く普及する汎用的なサービス等に活用されることを目指します。

サービス設計 12 箇条

第 1 条	利用者のニーズから出発する	第 7 条	利用者の日常体験に溶け込む
第 2 条	事実を詳細に把握する	第 8 条	自分で作りすぎない
第 3 条	エンドツーエンドで考える	第 9 条	オープンにサービスを作る
第 4 条	全ての関係者に気を配る	第 10 条	何度も繰り返す
第 5 条	サービスはシンプルにする	第 11 条	一編にやらずに、一貫してやる
第 6 条	デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める	第 12 条	情報システムではなくサービスを作る

(出典：「デジタル・ガバメント実行計画 令和 2 年 12 月 25 日」)

② 行政のデジタル化を全庁で推進し、官民で効率化を進め生産性を向上させる

ア 「行政事務の生産性向上が求められる中、これまでのように仕事を続ける余裕はなくなっていく」危機感を持ちます。

イ 全庁において、既存の制度や業務についてデジタル化を前提として抜本的に見直し、職員の生産性を大幅に向上させます。

ウ デジタル技術の導入を積極的に進め、職員の時間外縮減と行政サービスの向上を両立します。

エ 災害時等においても業務が滞りなく継続できるよう、引き続き、ICT 部門の業務継続 (ICT-BCP^(※22)) に留意します。

^(※21) オープンデータ 誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータ。

^(※22) ICT-BCP (アイシーティービーシービー) 災害発生やサイバー攻撃などの緊急時においても、業務に必要な ICT システムを維持し、業務の継続性を確保する計画。

③ 安く・楽に取り組む姿勢で効率化を進める

- ア 「コストと手間をかけずに取り組むこと」を心がけます。
- イ 重複投資を回避する全体最適化の視点を持ち、情報システムの集約、共同利用や標準化等により効率的に活用します。
- ウ サービスデザインの考え方を基に、行政自らが情報システムの整備等を行う自前主義をやめて、API^(※23)等により民間サービスとうまく連携します。
- エ SaaS^(※24)等民間サービス利用の促進、カスタマイズの抑制などによりコストを低減します。

④ データ活用で政策の質を高める

- ア 「データを活用しよう」という発想に意識を改革します。
- イ 勘と経験による判断から脱却し、データによる確かな根拠や客観的な評価に基づき公務を遂行します。
- ウ データに基づく現状を正確に把握・共有し、解決すべき課題を正確に見定めることができる「課題設定能力」を持ちます。
- エ データを活用した将来予測・シミュレーション技術を用いることで、従来の事後的な対応から、予測・予防の発想に転換し、プロアクティブに取り組みます。
- オ 政策判断等において培ってきた知見・ノウハウ・根拠等をデータにより可視化し、次世代でも活用できる形式により保存し、引き継ぎます（暗黙知^(※25)の形式知^(※26)化等に取り組みます）。
- カ 市町村とデータを共有する視点を持ちます。

⑤ データ活用等で効率的な施策を推進できる人材を育成する

- ア データを利活用できる人材を育成します。
- イ コスト面やセキュリティ面を踏まえつつ、情報システムの導入や活用を状況に応じて行うことができる人材の育成に取り組みます。

(※23) API（エーピーアイ） 「Application Programming Interface」の略称。ソフトウェアやプログラム、Web サービスの間をつなぐインターフェースのこと。

(※24) SaaS（サーズ） 「Software as a Service」の略称。ソフトウェアを利用者（クライアント）側に導入するのではなく、提供者（サーバー）側で稼働しているソフトウェアを、インターネット等のネットワーク経由で、利用者がサービスとして利用する状況。

(※25) 暗黙知 経験的に使っている知識だが簡単に言葉で説明できない知識のこと。

(※26) 形式知 文章・図表・数式などによって説明・表現できる知識のこと。

3 県民の利便性向上に向けた取組

県民の利便性向上に向けて、県民一人ひとりのニーズに合ったきめ細かく多様なサービスが、いつでもどこでも提供される環境の実現を図っていくことが重要です。

また、デジタル化を進めるには、その資源となるデータの活用も重要です。行政が所有するデータを利用可能な形で公開するオープンデータの取組を進めることで、スマートフォン^(※27)等で使いやすい行政情報を活用したサービスの提供が進みます。データ等に基づく施策立案、評価を進めることにより、現状・課題・施策の効果等の客観性も一層高まります。

そして、取組を進める際には、行政自らが整備を行う自前主義ではなく、先進事例を参照しながら、民間サービス利用などの最適な手法の導入を検討します。

(1) 行政手続のオンライン化等による県民の利便性向上

【現状・課題】

時間や場所に関わらずいつでもどこでも必要な行政手続をオンラインで行うことができる環境の実現に向けた第一歩として、県内市町村と電子申請サービスの普及に取り組んでいます。

また、オンライン手続の拡大を図るため、県に提出する書類への押印や署名について、国の法令によるものや、本人確認を行っているものなどを除き原則として廃止するなどの見直しを行っています。あわせて、様式の記載項目の削減や簡素化、添付書類の見直しを行っています。

行政事務・手続の改革の流れを受け、更に行政手続のオンライン化を進めていく必要があります。

【取組の方向】

ア 国等が整備する電子申請システム（ぴったりサービス^(※28)等）の利用などを含め、各業務に最適な形でオンライン化を図ります。

イ 民間の電子申請システムである電子申請サービスの利用業務の拡大を図ります。

ウ 県が独自に整備する業務システムにおいても、キャッシュレス決済^(※29)の検討を含めオンライン申請の導入を図ります。

エ 情報システムの共同化等を積極的に検討します。

(※27) スマートフォン パソコンの機能を併せ持ち、インターネットとの親和性が高い多機能携帯電話のこと。

(※28) ぴったりサービス 子育て・介護・被災者支援の分野に限らず、あらゆる分野の手続のオンライン申請実現に活用できるシステム。

(※29) キャッシュレス決済 クレジットカードや電子マネーなどを用いることで現金を使わずに支払いを済ませる方法。

(2) データ活用による行政サービス向上の推進

① データを活用した施策立案・効果検証等の推進

【現状・課題】

自治体においては、部局横断的にデータを活用して政策立案・評価を行う EBPM が求められるようになってきています。

島根県においても、国による支援策等を活用しながら RESAS^(※30)（地域経済分析システム）や統計ダッシュボード^(※31)の活用ができる人材を育成していく必要があります。

また、地域や行政が保有するあらゆるデータを集約し可視化することができる分析基盤・システム等の構築など、今後必要に応じて職員が普段の業務においてデータを十分活用することができる環境を整備していく必要があります。

【取組の方向】

国・県等が行う研修会等への積極的な参加や、国・県等が公開する統計情報の積極的な利用を進め、データの活用による現状・課題の把握、施策立案、効果検証等の客観性の確保を図ります。

② 県が保有するデータの活用推進

【現状・課題】

「島根県オープンデータカタログサイト^(※32)」(<https://shimane-opendata.jp/>)においては、市町村分を含めたオープンデータを順次公開していますが、公開数が伸び悩んでいます。

行政が保有する情報は、個人情報等公開することができないものを除き、「すべてのデータがオープンデータ化の対象」となります。

業務の中においてオープンデータ化の取組を定着させるとともに、国が民間等のニーズを踏まえて整理した「推奨データセット^(※33)」等を活用し、取組を着実に推進することが求められます。

また、令和3年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により改正された「個人情報保護法」が令和5年中に施行される予定です。この改正に伴い、都道府県及び政令市は、民間事業者を対象に、行政機関等匿名加工情報を活用して行う事業を定期的に募集することとされました。

(※30) RESAS（リーサス） 経済産業省と内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部）が提供している産業構造や人口動態、人の流れなどに関する官民ビッグデータを集約し、可視化するシステム。正式名称：地域経済分析システム。

(※31) 統計ダッシュボード 国や民間企業等が提供している主要な統計データをグラフ等に加工して一覧表示し、視覚的に分かりやすく、簡単に利用できる形で提供するシステム。

(※32) 島根県オープンデータカタログサイト 島根県オープンデータカタログサイトでは、県内に関係するデータを公開。

(※33) 推奨データセット オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、そのデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもの。

行政機関等匿名加工情報とは、行政機関が保有する個人情報の内、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものです。

島根県においても、同法の規定に沿って、行政機関等匿名加工情報の活用に関する提案募集の実施に向けた対応が求められます。

【取組の方向】

オープンデータの公開数の拡大を引き続き進めます。その際、産業界や学术界と連携して必要な情報の選定等を行いながら具体的な取組を進めます。

また、行政機関等匿名加工情報の活用に関する提案募集については、国が示すガイドライン等の内容を踏まえて、個人情報の保護に十分配慮しつつ、事業者において適切な活用が進められるよう、提案募集を行う個人情報の選定や提案の審査体制の整備等、具体的な取組を進めます。

③ 地理情報の活用推進

【現状・課題】

島根県統合型 GIS^(※34)（平成 21 年に運用開始）は、電子地図上において情報の追加や加工を容易に行え、データ作成コストの削減を図ることができ、現在 1,000 種類を超える地図情報を掲載していますが、職員の利用度が高くありません。

利用者のニーズに応じた地図情報を表示できる<マップ on しまね^(※35)>を県民向けに公開していますが、この地図情報を作成する職員に対し、更に県民の利用を進めるための取組ができていません。

【取組の方向】

電子地図上で簡便に分野横断的な情報の重ね合わせができることにより、施策検討の効率化が図られることから、今後は、職員による島根県統合型 GIS の利用を促進するため、職員向けに操作研修会の開催や活用事例の紹介を行います。

また、<マップ on しまね>の県民の利用促進により県民生活の利便性の向上が図れるよう、閲覧数など県民の利用状況に関する情報を地図情報を作成する職員にフィードバックします。

^(※34) 島根県統合型 GIS 「GIS」とは、地理情報システム「Geographic Information system」の略称であり、電子地図のこと。

「島根県統合型 GIS」とは、島根県と県内市町村が保有する様々な地図情報を統一的にコンピュータ上で管理し、地図情報の検索や表示、情報の追加・加工を容易に行うことができるシステム。庁内向けと、閲覧用の庁外向け（マップ on しまね）がある。

^(※35) マップ on しまね インターネット上で島根県や県内市町村の地図情報を検索・閲覧できるサービス（Web-GIS）の愛称。現在 80 種類超の地図情報が公開されている。

(3) 効果的な情報の提供、マイナンバーカードの普及・活用による県民の利便性向上

① 必要な人へ適切なタイミングかつ有効な手段を用いた行政情報の提供

【現状・課題】

県政情報を、より一層浸透させるため、様々な発信方法を利用して、県政情報をリアルタイムにわかりやすく伝える必要があります。

【取組の方向】

ア 県民等に広く、県政情報や観光等情報が届くように、ホームページ^(※36)や SNS^(※37)を活用して、効果的な情報発信を図ります。

イ 個別に相談が必要な方などに対して、SNS などの特色を活かし、必要な情報が適切に届く手法を検討します。

② マイナンバーカードの普及と活用による県民の利便性向上等

【現状・課題】

行政手続のオンライン化の基盤として期待されるマイナンバーカードは、令和3年4月1日時点の県内普及率は27.0%となっており、全国平均28.3%を下回っています。

【取組の方向】

住民の利便性向上と行政事務の負担軽減のため、県と市町村が連携し、マイナンバーカードの普及促進に取り組むとともに、国の動向を注視しながら、マイナンバーカードを用いた行政手続のオンライン化など利活用の促進に取り組めます。

4 行政の効率化に向けた取組

デジタル技術を活用することにより、内部業務が円滑かつスピーディに行われるとともに、職員が効率的な働き方や多様な働き方を行っていくことが可能となります。

デジタル技術を活用した内部業務の効率化のほか、庁内の無線化や、Web 会議^(※38)の拡充、職員用パソコンのモバイル^(※39)化の検討など、業務の効率化を行うための環境整備を行っていくことで、行政の効率化に向けた取組を更に進めていきます。

(※36) ホームページ ウェブブラウザを起動した時に表示されるウェブページなどの画面。

(※37) SNS (エスエヌエス) 「Social Networking Service」の略称。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

(※38) Web 会議 遠隔拠点とインターネットを通じて映像・音声のやり取りや資料の共有などを行うことができるツールのこと。

(※39) モバイル (パソコン) 小型で持ち運びが可能、持ち運び中に使用可能な電子機器やパソコン。

(1) 内部業務のデジタル化による行政の効率化

【現状・課題】

行政の内部業務は、電子決裁の推進等の取組は行われているものの、多くの業務ではデジタル化が十分に進んだ状況にはありません。

こうした中で、働き方改革の一環として定型業務に導入・実証が進められているAI・RPA等をはじめとしたデジタル技術を活用することにより、内部業務の効率化を更に進めていく必要があります。デジタル技術の導入にあたっては、導入過程において実施する業務の標準化、業務プロセスの見直しや必要性の検証を合わせて行うことも必要となります。

【取組の方向】

ア デジタル技術についての研修の実施等、職員への普及啓発を図ります。

イ 職員ポータルや各業務システム相互の連携を図ります。

ウ 電子決裁を更に推進します。

エ AIやRPAをはじめとした先進的なデジタル技術に関する情報収集を行い、利便性の高い手段を積極的に活用していくことにより業務効率化を図り、働き方改革を進めます。

(2) 業務の効率化を行うための環境整備

【現状・課題】

行政の会議や打合せについては、紙の資料を用いて行われることが多く、資料印刷や配布、保管作業等が生じます。一方、庁舎外からでも業務ができるモバイルパソコンを試験的に導入し、利用拡大に向けた検証を行っていますが、日常使用する職員用パソコンは、執務室以外での利用はできません。

今後、各職員がパソコン画面上の資料により会議等を行えるよう、ペーパーレス^(※40)化へ向けた取組のほか、Web会議・Webセミナー^(※41)の拡充や、モバイルワーク^(※42)を進めていくための取組により業務の効率化を進める必要があります。

また、このほかにも、職員向けグループウェア^(※43)をはじめとしたビジネス管理ツールの充実等、業務の効率化を行うための環境整備が必要です。

(※40) ペーパーレス 紙媒体を電子化してデータとして活用・保存すること。業務効率改善やコスト削減を図ることをペーパーレス化と呼ぶ。

(※41) Webセミナー インターネット上で行なわれるセミナー、もしくはインターネット上でのセミナーを実施するためのツールを指す

(※42) モバイルワーク オフィスや自宅、施設に依存することなく、どこでも自由に仕事をするスタイル。

(※43) グループウェア 企業など組織内のコンピュータネットワークを活用し、情報共有の効率化、コミュニケーション活性化、業務効率化等のためのソフトウェア。

国をあげて取り組む官民のデジタル化を加速させるためには、前提としてサイバーセキュリティ^(※44)対策の強化は不可欠です。ICT が社会のあらゆる領域に普及し機能していくことで ICT の重要性が高まっていく一方、サイバーセキュリティ上の脅威は世界規模で深刻化しており、機密漏えい等の被害は甚大なものになっています。県民のためのデジタル化であるためには、安全確保対策をしっかりと行い、利用者が安心してデジタル化を受け入れられる環境が提供されていなければなりません。「自治体 DX 推進計画」に沿ってセキュリティ対策を市町村と連携して行う必要があります。

【取組の方向】

ア 業務効率化や多様な働き方を図るため、職員用パソコンの小型化の検討を進めます。

イ 会議室等でもネットワークに接続し様々な情報を確認できるよう無線 LAN^(※45)整備の検討を進めます。

ウ 今後も更なる活用が見込まれる Web 会議について、利用状況や働き方に応じて追加整備を行います。

エ グループウェアの構成や使い勝手の良いメールシステム、チャットなどの新たなコミュニケーションツールに関する情報収集を行い、活用について検討を進めます。

オ 県で整備したシステムを更新するにあたり、外部人材を活用し、適切な構成となるように点検、検証を行い、業務システムの最適化を図ります。

カ 現在、市町村と共同運用中のセキュリティクラウドの適切な運用を継続するなど、自治体セキュリティポリシー^(※46)ガイドラインに沿ったセキュリティ対策を講じます。

また、最新の技術的知見を情報収集しながら、必要な人材確保、職員の能力向上、セキュリティ意識啓発などの取組を市町村と連携して行います。

キ 職員のセキュリティ研修の共同実施など、必要に応じて新たな共同化等の取組を研究していきます。

(※44) サイバーセキュリティ コンピューターや Web サイト、サーバーなどへの不正アクセスを防ぎ、電子情報の不正な取得・流出、そして改ざんの防止や、防止を目的とした対策のこと。

(※45) 無線 LAN ネットワーク機器間を有線ですぐ代わりに無線を使う LAN の総称。

※LAN 「Local Area Network」の略称。建物内やフロア内程度の範囲で用いられるコンピューターネットワークのこと。

(※46) 自治体セキュリティポリシー 地方公共団体の中での情報セキュリティを確保・徹底するための方針や対策を定めたもの。

5 デジタル人材の確保と育成（職員のスキル向上）

【現状・課題】

平成 27 年に「島根県職員の ICT 人材育成の取組方針」を策定し、人材育成の取組を進めてきました。自治体 DX の取組が始まるなど、行政手続のオンライン化や業務効率化などの行政デジタル化の進展に伴い、職員一人ひとりが ICT に関する知識とスキル、セキュリティに対する意識を向上させることが必要です。

また、取組を進めるためには必要に応じて、外部の ICT 人材の確保、その際の様々な形での業務従事の手法も含めて検討することが必要です。

【取組の方向】

職員研修の内容を随時見直すとともに、全ての職員を対象とした基礎研修やデータを利活用する能力の向上につながる研修等の新設など、全職員のセキュリティ対策を含めた ICT 利活用のスキル向上を図ります。

また、取組を進めるために必要な人材について、内部人材の育成に併せ、必要に応じて外部人材の活用を検討します。その際には、様々な業務従事の形態を研究し、適切な推進体制を整えます。

6 市町村との連携による県民の利便性向上等

【現状・課題】

これまで、市町村自治体クラウドの導入や行政サービス電子化の推進など、市町村と協力して行政運営の効率化に向けた取組を行ってきました。

今後、行政は、「自治体 DX 推進計画」に沿った取組を進めていく必要がありますが、行政手続のデジタル完結を目指す中では、関連する業務において、県と市町村が連携してオンライン化を進める場面が生じます。また、推進体制の構築等におけるデジタル人材の確保・育成や情報システムの標準化・共通化、必要に応じた共同化等の場面では、人的・技術的な協力が必要になります。

また、財政面での制約等により、施策の優先順位付けを一層厳格に行っていく中で、施策選定を行う際の判断材料としてデータによる現状の可視化や効果の提示等が必要になることから、データの活用場面でも県と市町村が協力してデータを有効に利活用していくことが必要です。

今後、県と市町村は、協力して、限られた人的・財政的資源を有効活用し、県民の利便性の向上と行政効率化を進める必要があります。

【取組の方向】

これまで連携して行ってきた、しまねセキュリテイクラウドの構築運用や電子申請サービスの共同利用の推進を継続するほか、県と市町村間の連絡調整や情報交換の場の設置、県が行うデジタル人材育成等の研修への市町村職員の参加、システムの共通化・標準化等にかかる技術面での相談対応や、外部人材の任用等を希望する市町村への相談対応など、国の取組を注視し、市町村の要望をよく伺いながら、必要に応じた支援を行います。

これらの取組を通じ、県と市町村との連携を一層強化して自治体 DX の取組を進めます。

第5章 ICTの利活用による島根創生の推進 ～施策分野別の取組～

戦略の体系図

方針	取組	施策	
ICTの利活用による島根創生の推進 ～施策分野別の取組～	1 人口減少に打ち勝つための総合戦略	(1) 魅力ある農林水産業づくり	農業の振興 林業の振興 水産業の振興
		(2) 力強い地域産業づくり	ものづくり産業の振興 ソフト系IT産業の振興 観光の振興 新事業・新分野への支援
		(3) 人材の確保・育成	学生への県内企業等の情報発信 新たなワークスタイルの実現 建設分野の人材確保の推進 デジタル利活用人材の育成の推進
		(4) 結婚・出産・子育てへの支援	結婚・出産・子育てへの支援
		(5) 中山間地域・離島の暮らしの確保	小さな拠点づくりの推進
		(6) 新しい人の流れづくり	Uターン・Iターンの促進 関係人口の創出・拡大
	2 生活を支えるサービスの充実	(1) 保健・医療・介護の充実	医療・介護の情報連携による効率的で質の高い医療と介護の提供 切れ目のない医療的ケアの推進 介護サービスの質の維持向上 県立病院における医療サービスの向上
		(2) 地域共生社会の実現	障がいのある方等の社会参加の促進
		(3) 教育の充実	ICT学習環境の充実 校務の情報化の推進
	3 安全安心な県土づくり	(1) 生活基盤の確保	地域生活交通の確保 情報インフラの整備・活用
		(2) 防災対策の推進	道路防災・土砂災害対策等の推進 防災対策の推進

ICTは地理的・時間的な制約を解消しうる手段であり、適切に利用することで大きな付加価値を生み出すものです。中山間地域や離島など条件不利地域のハンディキャップを克服し、島根創生を進めるため、あらゆる分野でICTの利活用に取り組みます。

1 人口減少に打ち勝つための総合戦略

(1) 魅力ある農林水産業づくり

① 農業の振興

【現状・課題】

気象や土壌等の条件が適していることもあって長年コメづくりを主体としてきましたが、コメの消費減少や価格低迷が続く中で、農業全体の活力が低下し、新たな担い手も十分に確保できないという状況が続いています。

また、労働力不足等の課題もあり、担い手の確保には早期安定経営に向けた技術等が課題となっています。

【取組の方向】

農業者の経営力向上のための省力化や自動化を図るため、ドローン^(※47)やハウス内の温度等を自動制御するシステムといったスマート農業^(※48)用の機械・設備の導入を進め、スマート農業技術の積極的導入と有効活用に向けたサポートを行います。

② 林業の振興

【現状・課題】

平成24年度から本格的に主伐による原木増産を推進しており、令和2年の原木生産量は平成24年の2倍に当たる63万 m^3 に増加しました。

今後、令和12年の目標80万 m^3 の達成のため、ICT等の先端技術を活用し、原木生産コストの低減や木材流通の円滑化を図るとともに、若者や女性にとって魅力ある産業へ転換し、担い手の確保・定着強化を図ることが重要です。

【取組の方向】

全国で行われている先進的な取組は、各種システムや機器の現場での活用方法、運用における課題を把握するための実証段階であり、これらの取組について、随時情報収集を行うとともに、島根県においてもICT技術等を活用した機器の実証を行い、効果の高い機器について県内導入を推進します。

(※47) ドローン 無人で遠隔操作または自動操縦で飛行できる機体。

(※48) スマート農業 ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

③ 水産業の振興

【現状・課題】

水産資源の動向や水温、潮流などの環境要因により漁獲量は大きく変動します。漁業者は過去の経験により操業場所や時期を選定している場合が多く、資源量の減少や環境が悪化した際に、安定的な漁獲量を確保することが困難な状況にあります。また、陸上に比べて海洋は広大な面積を有していることから、水温や潮流など目まぐるしく変化する海洋データを取得・分析することは技術面及びコスト面でハードルが高く、ICTは広く普及していません。

漁獲可能量^(※49) (TAC) 制度による資源管理が基本となる中で、限りある水産資源を有効活用し、経営を安定させるためには、効率的な操業と資源管理を両立させることが重要となっています。

【取組の方向】

水産業における ICT は、過去の漁獲データや海洋データなどを基にした漁場や漁獲の予測、更には資源管理への活用、養殖では水温・潮流等のデータをリアルタイムで入手し、的確な養殖管理等を行うことで、経営の安定化を図っていきます。また、これらのデータを蓄積することで、新規就業者への技術承継が円滑に行われるものと期待されています。

今後も企業の提案や県内生産者のニーズを迅速、的確に把握し、それらをうまく結びつけることで、水産業の ICT 化を推進していきます。

(2) 力強い地域産業づくり

① ものづくり産業の振興

【現状・課題】

一般的に労働生産性は、従業員一人当たりの付加価値額と定義されており、この水準を高めていくことが、地域産業の競争力強化につながります。

平成 28 年経済センサス（総務省統計局）によると、島根県内の従業員一人当たりの付加価値額は（農林業を除いた業種）は 3,763 千円であり、全国平均の 7 割程度にとどまっています。

付加価値の向上には、設備投資による設備のロボット化や IoT や AI などのデジタル技術の活用により、効率を高めることが有効とされており、こうした取組を推進していく必要があります。

^(※49) 漁獲可能量 (TAC) 「TAC: Total Allowable Catch」水産資源の保存及び管理のため特定の魚種ごとに漁獲できる総量を定めたもの。

近年、大企業等ではデジタル化に対応した取組は大きく進展してきましたが、中小企業にはこれらを進めるための資金や人材などの経営資源が不足しているのが実態であり、この負担は大きな経営課題となっています。

【取組の方向】

商工団体、金融機関等の関係機関と連携し、県内企業向けのセミナー開催や専門家派遣、デジタル技術の設備・システム導入支援に取り組みます。

また、産業技術センターが有する AI、IoT 等のデジタル技術に関する知見をもとに技術支援や共同研究を進め、県内企業の生産性向上を目指します。

② ソフト系 IT 産業の振興

【現状・課題】

ソフト系 IT 産業は、地方にあっても発展が望める産業であり、県内では、プログラミング言語「Ruby^(※50)」をはじめとするオープンソース^(※51)ソフトウェアを活かしたシステム開発やビジネス拡大・創出の動きがあります。

しかし、全国的に IT 人材の獲得競争は激化しており、採用ニーズはさらに高まっているほか、近年売り上げの伸びが鈍化しており、IT 人材の育成・確保や、収益性の高い業態への転換が必要です。

【取組の方向】

将来を担う IT 人材を段階的に育成し県内就職に結びつけるとともに、県外 IT 人材の県内転職を促進し、人材確保を図ります。

また、県内 IT 企業を対象に事業アイデアを想起する機会や高度技術を習得する機会を提供し、付加価値の高い業務の受注や 新サービス・製品の開発など、収益性の高い業態への転換を支援します。

③ 観光の振興

【現状・課題】

平成 25 年の出雲大社「平成の大遷宮」を契機に観光客が増加し、その後も観光入込客延べ数は高い水準を保っていたものの、新型コロナの影響により、観光業は大きな打撃を受けています。島根県において、観光は主要な産業のひとつであることから、島根ならではの豊かな自然と歴史・文化などを活かしたテーマ性のある観光商品の創出や、観光客が楽しめる地域の魅力づくりを進め、国内外に発信していく必要があります。

(※50) Ruby 日本で開発されたオブジェクト指向スクリプト言語。

(※51) オープンソース ソースコードが公開され無償で利用できるソフトウェアのこと。

※ソースコード プログラムの設計図と言われプログラミング言語で書かれた、コンピュータプログラムを表現する文字列（テキストまたはテキストファイル）。

また、島根を訪れる外国人観光客数は、県内に海外からの直接的なゲートウェイがないことなどから、全国に比べると低い水準となっています。今後、多くの外国人観光客に来訪してもらうための効果的な情報発信、誘客活動、受入環境の整備を進めていく必要があります。

【取組の方向】

インターネットや SNS など多様な手法による情報発信を行い、島根の魅力を国内外に向け戦略的に情報発信します。

また、Web サイト^(※52)等での多言語化対応やキャッシュレス決済の普及促進を図ります。

④ 新事業・新分野への支援

【現状・課題】

コロナ禍により経営環境や産業構造が変化する中、県内中小企業においては、生産性向上、新サービスの開発などによる企業経営の変革が必要不可欠であり、この対応にデジタル技術の活用が期待されます。

しかし、県内企業においては、デジタル活用に精通した人材を抱えている企業は少なく、デジタル活用に関心があっても実際の導入に踏み切れない企業が多くある状況です。

【取組の方向】

県内中小企業にデジタル化の効果を体験・実証できる場を提供するとともに、デジタル人材の育成に取り組みます。

また、しまね産業振興財団を中心に、関係機関が連携して導入検討企業に伴走支援し、デジタル技術を活用した新サービスの開発や業務効率の向上、売上拡大などの競争力強化に向けた取組を支援します。

(3) 人材の確保・育成

① 学生への県内企業等の情報発信

【現状・課題】

県外に進学した学生等に県内企業の情報が十分届いていません。また、遠方の学生が県内で就職活動を行う際には、時間的経済的な負担が生じています。

【取組の方向】

ア 若者の利用が多い LINE を活用した県内企業等の情報発信や企業説明会等の参加申込みを行います。

^(※52) Web サイト World Wide Web (WWW) 上にあり、一般に特定のドメイン名の下にある複数のウェブページの集まりのこと。

イ 遠方の学生の参加促進のため、対面とオンライン効果的に組み合わせて、企業説明会等を実施します。

② 新たなワークスタイルの実現

【現状・課題】

少子高齢化に伴う労働力人口の減少を背景として、人材の確保、仕事と生活の調和（ワーク・ライフバランス^(※53)）の推進、長時間労働の是正などに対応するため、ワークスタイルの変革が重要な課題となっており、多様で柔軟な働き方を可能とし、子育てや介護等を理由とした離職抑制や、高齢者や通勤が困難な障がい者等の就業にもつながるものとして、「テレワーク」が注目されています。

【取組の方向】

企業のテレワークの導入など誰もがいきいきと働き続けられる魅力ある職場づくりに向けた取組に対する支援を通して、多様な人材が能力を十分に発揮し、子育てや介護等と両立しながら働き続けることができる職場環境の整備を進めます。

③ 建設分野の人材確保の推進

【現状・課題】

建設分野の従事者の高齢化や担い手不足が深刻化しており、工事現場や受発注者の協議、資料の作成・保存等、社会資本整備の調査・設計・施工から維持管理のあらゆる段階において、生産性の向上、業務の効率化が求められています。

【取組の方向】

BIM/CIM^(※54)（3次元設計）の活用、ICT 建設機械による施工、受発注者間の資料共有システムや工事検査における遠隔臨場の導入、施設点検・修繕記録のデジタル保存等、ICT の活用を促進します。

④ デジタル利活用人材育成の推進

【現状・課題】

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内企業における AI や ICT 化などに対する知識を有する「デジタル利活用人材」の不足が顕在化したことから、企業における人材の確保・育成が課題となっています。

【取組の方向】

企業への就職や企業在職者のスキルアップを目的としたデジタル利活用に必要な知識や技能を身に付けるための職業訓練を実施します。

^(※53) ワーク・ライフバランス 仕事と生活のバランスがとれた状態のこと。

^(※54) BIM/CIM（ビムシム） 計画、調査、設計段階から 3D モデルを導入し、その後の施工、維持管理においても 3D モデルを連携させることで、事業全体にわたり関係者間の情報共有を図るもの。

(4) 結婚・出産・子育てへの支援

① 結婚・出産・子育てへの支援

【現状・課題】

島根県の合計特殊出生率は、全国的には高い水準を維持していますが、それでもなお人口を維持できる水準にはありません。また、若い世代の結婚したい、子どもを持ちたいという希望と、実際の婚姻、出生の状況には乖離があります。島根県の実施したアンケートでは、独身の方のうち「結婚するつもりはない」と回答した独身男女は、9.4%と少なく、結婚を望むものの独身でいる方の結婚しない理由としては、「適当な相手にまだ巡り会わない」との回答が44.8%と最も高くなっています。

一方、島根県には、多世代同居の割合が高く、待機児童率も低いことなどを背景に、育児をしている女性の有業率が高く、子育てしながら働きやすい環境があります。

そこで、結婚を望む男女の希望をかなえるためには、多様な出会いの場を創出する必要があります。

また、妊娠・出産・子育てを当事者だけの問題にするのではなく、地域や社会が寄り添い、地域ぐるみで切れ目なく支えていく必要があります。

【取組の方向】

ア コンピュータマッチングシステム「しまコ^(※55)」の利用拡大により、マッチング機能を充実します。

イ 子育て世帯に「こっころパスポート^(※56)」を発行して協賛店の各種サービスを提供する取組を、パスポートのデジタル化等により利用促進し、県全体での子育て応援を進めます。

(5) 中山間地域・離島の暮らしの確保

① 小さな拠点づくりの推進

【現状・課題】

中山間地域において安心して住み続けることができるよう、公民館エリア（旧小学校区）を基本単位として住民の合意形成を図り、日常生活に必要な機能やサービスの確保・維持に取り組む「小さな拠点づくり」を進めています。この動きをさらに進め、課題解決に向けた実践活動を充実させていく必要があります。

(※55) しまコ しまね縁結びサポートセンターが結婚支援のために提供する、有料会員制のマッチングシステムの名称。

(※56) こっころパスポート 18歳までの子どもがいる家庭（妊婦を含む）に交付するパスポートで、協賛店舗にパスポートを提示することで、協賛店舗がそれぞれ設定した割引などのサービスを受けることができる。

一方、公民館エリアの人口規模が小さく生活機能の確保が困難な場合には、エリア外の機能・サービスの利用も視野に入れた、複数エリアの連携による取組を進めていく必要があります。

また、「小さな拠点づくり」は、住民の話し合いを基に、計画づくりから実践活動へと展開することを推進していますが、さらなる人口減少により地域活動の担い手やリーダー等の人材不足が深刻化していることから、実践活動の効率化や複数エリア連携による広域化を補うための ICT の活用等が必要になっていきます。

【取組の方向】

県では、地域からの求めに応じて、「小さな拠点づくり」に資する ICT の利活用を、情報提供や専門家派遣などにより支援します。

(6) 新しい人の流れづくり

① Uターン・Iターンの促進

【現状・課題】

人口減少・少子高齢化が進む中、人口の社会増による地域の活性化を図るため、Uターン・Iターン施策を推進してきました。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、都市部の過度な人口集中に伴うリスクがあらためて浮き彫りとなる中、地方回帰やテレワークの普及等による、新たな人の流れや働き方の動きを的確に捉え、移住や定住につなげていくため、ICT を活用した情報発信や移住相談、テレワークなど新たな働き方への対応が必要となっています。

【取組の方向】

オンラインによる、島根暮らしの魅力を発信するイベントの開催や移住相談の実施、県外に居住している方が、島根県内に転居し1ヶ月以上テレワーク業務を行う場合に経費の一部を支援することで、島根県へのUターン・Iターンを促進します。

② 関係人口の創出・拡大

【現状・課題】

島根県は、人口減少・少子高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しています。

一方で、地域によっては、都市部にいながら地域と関わり、課題解決に貢献する「関係人口^(※57)」が集まり始めており、こうした方々が地域づくりの担い手となることが期待されています。

(※57) 関係人口 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

今後は、都市部を中心にこのような「関係人口」を掘り起こすとともに、地域における関わりしらの見える化など受入体制を整備しながら、さらに関係人口と地域をマッチングし、関係人口と地域が一緒になって行う活動を広げていく必要があります。

【取組の方向】

地域と関わりたい方と、関係人口の協力を得て活動したい地域をマッチングするサイトを開設します。

このサイトの活用等を通じて、関係人口と地域が一緒になって行う活動が広がっていくよう、ふるさと島根定住財団や市町村と連携しながら支援していきます。

2 生活を支えるサービスの充実

(1) 保健・医療・介護の充実

① 医療・介護の情報連携による効率的で質の高い医療と介護の提供

【現状・課題】

平成 25 年 1 月から、全県において質の高い効率的な医療を確保するため、医療機関の診療情報を共有する「しまね医療情報ネットワーク(愛称:まめネット^(※58))」を運用し、これまでに、患者のカルテ情報の共有など、主に医療機関向けのサービスに加え、訪問看護や訪問介護情報の共有など、介護サービス事業所等も利用するサービスを徐々に追加するなど、機能の充実を図ってきました。

「まめネット」は、病院、診療所、介護サービス事業所、薬局などをつなぎ、医療・介護サービス等の資源が少ない島根県においては、

ア 中山間地域や離島における人材不足や、地理的なハンディキャップを補うこと

イ 多職種連携が深まることで、地域包括ケアシステムの推進に寄与すること

ウ 重複した診療や投薬を減らすこと

など、質の高い効率的な医療と介護の提供につながる効果をもたらしています。

しかしながら、人口減少や高齢化が著しい中山間地域や離島では医師の高齢化、後継者不足が特に深刻化しており、病院が地域の一次医療を支援するケースが増加するなど、地域の医療・介護サービスを確保するため、関係機関がより緊密に連携していく必要があります。

(※58) まめネット 医療機関、訪問看護・介護事業所等を相互につなぐ「しまね医療情報ネットワーク」の愛称。全県において効率的で質の高い医療提供体制を確保するため、島根県が基盤を整備し、NPO 法人しまね医療情報ネットワーク協会が運営を担う。患者の同意の下、診療情報等の閲覧、診療予約、画像診断などの様々な機能を複数の関係機関が活用している。

国においては、マイナンバーカードを保険証として利用可能とする仕組み（オンライン資格確認）の導入や、オンライン診療の初診からの実施を可能とする措置が講じられようとしています。

また、今後、全国的に電子カルテ^(※59)や介護に関する情報を閲覧可能とするための基盤のあり方について方向性が示されることとされており、「まめネット」で共有している情報が、国の仕組みに移行されることになれば、例えば県境を越えた救急搬送時の際などにも、より適切な治療を受けられるようになることが期待されます。

【取組の方向】

「まめネット」では、これまでに多様な機能の充実を図ってきており、引き続き、県民が広くサービスを楽しむよう、医療機関や介護サービス事業所等の参加を促すとともに、県民の同意カード（まめネットカード）保有率向上に取り組めます。

また、先駆的な機能を持つ「まめネット」の取組を引き続き積極的に進めることにより、国に対して課題や知見を示します。

今後、国の動向を十分注視しながら、本県の実情を踏まえた「まめネット」の機能の充実と更なる普及を進めます。

② 切れ目のない医療的ケアの推進

【現状・課題】

医療的ケアが必要な障がい児・者や発達障がいなど様々な障がいのある方について、保健、医療、福祉、教育などの各分野においてそれぞれ必要な支援が行われていますが、本人や家族等が利用できる施設や相談機関等の地域資源が限られており、また支援機関相互で密接な連携が図られていない状況もあります。

このため、これらの特別な配慮が必要な障がい児・者やその家族等に対し、必要な支援が切れ目なく行われる必要があります。

【取組の方向】

国のデジタル化整備の進展にあわせて、支援機関相互や当事者が連携して療育内容や成育歴等の情報を共有し活用できる仕組みづくりを検討します。

(※59) 電子カルテ カルテをパソコンやタブレットなどを用いて作成し、電子的なデータとして保存できるもの。

③ 介護サービスの質の維持向上

【現状・課題】

生産年齢人口が減少する中、確保できる人材には限界があるため、職場環境改善などにより、業務効率化などを進めていく必要があります。具体的な取組として、介護ロボットの導入による身体的な負担軽減、ICT の利活用による介護サービスに係る記録や書類の電子化を進めていく必要があります。

【取組の方向】

介護ロボットや ICT は、介護職員の身体的な負担の軽減や業務の効率化などに有効であること、さらにサービスの質の向上にもつながることから、導入に要する経費の一部を補助する支援を引き続き行うとともに、事業所や施設の取組について情報提供しながら、全県への導入を促進します。

また、介護サービスの質の維持・向上のため、ICT によるオンラインを活用した研修などにより、人材育成に取り組んでいきます。

④ 県立病院における医療サービスの向上

【現状・課題】

医療従事者（特に医師）の長時間労働が常態化しており、より良い医療サービスの提供を検討する際の障壁となっています。このため、労働時間削減に向け、医療分野においても AI・RPA などの ICT 技術を活用した取組が全国的に進みつつあります。

また、医療サービスにおける AI の活用については、近年様々な研究が進み、その有効性が確認されています。

県内全域を支える県の基幹的病院として、高度・専門的で良質な医療サービスを提供するため、AI・RPA の活用について取組を進めていく必要があります。

【取組の方向】

医用画像分析において、医師の診断を補助するために AI を活用し、高度・専門的で良質な医療サービスを提供します。

また、AI・RPA を活用して医療従事者の事務的作業等を削減し、医師などの事務的作業等を他職種の医療従事者へシフトすることにより、より良い医療サービスの提供が可能な環境を整えます。

(2) 地域共生社会の実現

① 障がいのある方等の社会参加の促進

【現状・課題】

障がいのある方が、一人ひとりの個性と能力を發揮し、地域社会の一員として充実した生活が送れるような環境を整備していく必要があります。

そのため、その方がおかれた生活環境や状況によって異なる不便さや困難さ（社会的障壁）や、その方ごとに異なる障がいの種類や程度に対応した、より効果的な支援手法が開発・導入されるよう支援します。

【取組の方向】

より質の高い障がい福祉サービス等が提供されるよう、ICT の利活用や介護ロボットの活用による従事者・家族の介護負担軽減や業務効率化等の新たな仕組みづくりを支援します。

また、視覚障がいや聴覚障がい等のある方への IT 機器講習会の開催、手話・点字・字幕・音声の採用など自治体広報における障がいへの配慮のほか、ICT の活用により、障がいの有無にかかわらず社会参加できる仕組みづくりを促進します。

(3) 教育の充実

① ICT 学習環境の充実

【現状・課題】

ICT の利活用は、子どもたちの興味・関心を高め、わかりやすい授業や子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」を実現する上で効果的であるとされています。子どもたちの確かな学力の育成を図るためには、教員が ICT を効果的に活用した授業を展開することが求められています。

また、グローバル化や急速な社会の情報化が進展する中で、子どもたちが情報や情報手段を主体的に選択して活用していくための基礎的な資質（情報活用能力）を身に付け、情報社会に主体的に対応していく力を備えることも益々重要となっています。

県立高校では、全校の普通教室にプロジェクターやタブレット端末^(※60)などの ICT 機器を整備し、ICT を利活用した授業の展開を進めてきました。

また、教育 ICT モデル校に端末を配備し、ICT を利活用した新たな学習モデルの活用・検証を行っているところです。

(※60) タブレット端末 薄い板状の軽量のパソコンの一種。片側全面が液晶画面になっており、キーボードはなく、ペンやタッチパネルで操作を行う。

県立特別支援学校では、提示型 ICT 機器、小・中学部児童生徒用タブレット端末の整備等を進めてきました。今後は教員の ICT 活用能力向上、ICT 機器を用いた授業実践の共有化を図り、学習における ICT の利活用を一層推進していく必要があります。

県立学校のネットワーク環境については、普通教室の無線アクセスポイント^(※61)設置などを進めるとともに、学校ごとに光回線を新設するなど整備を進めてきました。

今後も生徒一人一台端末のネットワーク利用や、クラウドサービス^(※62)・デジタル教材^(※63)の利用拡大などで大幅な通信量の増加が見込まれるため、これに備える必要があります。

私立学校においても、タブレット端末などの ICT 機器の導入が進められており、学校等における ICT 教育環境の整備を行う必要があります。

【取組の方向】

ア コロナ禍における子どもたちの学びを保障するため、国の GIGA スクール構想^(※64)の前倒しにより、県内の各市町村では一人一台端末の整備が急速に進んでおり、県立高校や特別支援学校の高等部でも令和 4 年度入学生から、順次、一人一台端末の導入を進めていきます。

イ 県立高校では、令和 4 年度入学生からの生徒一人一台端末を活用して、新たな時代の「新しい学び」を推進します。ICT モデル校等の取組を活かしつつ、授業と家庭学習を結びつけて、一人ひとりの能力や特性に応じた学び（個別最適化された学び）を実現するため、教員の研修をきめ細かに実施し、ICT 活用能力の向上を図ります。

特別な支援が必要な生徒には、その特性に応じた ICT の活用を進めていきます。

なお、義務教育段階からの連続性も重要であることから、ICT モデル校等の成果を広く普及するとともに、市町村で実践する先進的な ICT を活用した事例も収集し、情報共有していきます。

(※61) アクセスポイント 通信ネットワークの末端でコンピュータなどからの接続要求を受け付け、ネットワークへの通信を仲介する施設や機器のこと。

(※62) クラウドサービス 従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。

(※63) デジタル教材 紙の教科書の内容の全部（電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材。

(※64) GIGA スクール構想 一人一台の学習者用 PC と高速ネットワーク環境の一体的な整備により、個別最適化された学びを通じて子どもたちの資質・能力を育成できる教育 ICT 環境を整備する計画。

ウ 県立特別支援学校では、学習における ICT 利活用を推進するため、教員向け研修を継続的に計画、実施します。また、各校での児童生徒の状態や特性等に即した、効果的な利活用の実践事例を共有します。今後は卒業後も支援ツールとして端末を利用していくことを目指し、高等部生徒一人一台端末の整備・活用を進めていきます。

エ 引き続き校内のネットワーク環境を改善するとともに、令和 6 年度に全生徒が一人一台端末の活用ができるよう、学校ごとの光回線^(※65)や島根県全県域 WAN^(※66)を効率的に活用して、増加する通信に対応できるネットワーク環境を整備します。

また、今後利用環境の拡大が見込まれる SINET^(※67)（学術情報ネットワーク）や 5G などの活用について検討を進めます。

オ 私立学校においても教育の質の向上を図るため、ICT を活かした教育の推進の取組に対して支援を行います。

② 校務の情報化の推進

【現状・課題】

県立学校の校務の効率化を図るため、統合型校務支援システム^(※68)の導入など教員の校務を中心として ICT 環境の整備を進めてきました。

市町村立学校では、2 市において統合型校務支援システムが導入され、教員の業務負担軽減が図られています。また、今後導入を計画している市町もあります。

【取組の方向】

県立学校においては引き続き、教員にとって負担の大きい成績処理等の事務処理を、統合型校務支援システムにより効率化を図ることにより、児童生徒と向き合う時間を確保し、教育の質の向上を図ります。

市町村立学校においては、各市町村の実情に応じた対応が行われるよう情報共有等を進めていきます。

^(※65) 光回線 光ファイバーを利用したインターネット回線のこと。

^(※66) 島根県全県域 WAN 県・市町村が利用できるネットワーク。障害に強くセキュリティ面でも安全に利用できるネットワーク。

^(※67) SINET（サイネット） 国立情報学研究所が提供・運用を行う学術情報ネットワークのこと。

^(※68) 統合型校務支援システム 成績や学籍管理等、校務全般の事務処理を一元管理し効率的に処理するためのシステム。

3 安全安心な県土づくり

(1) 生活基盤の確保

① 地域生活交通の確保

【現状・課題】

県内の公共交通では、人口減少やマイカー普及に伴う利用者の減少による収支の悪化や乗務員の不足が続いており、その結果、減便や路線の廃止が生じています。新しい生活様式の浸透に伴い更に利用者が減少することも想定され、公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

そのため、公共交通の採算性を確保できない地域等においては、地域の実情に応じて交通手段を見直し、通勤、通学、通院、買い物など日常生活を支える地域生活交通を確保する必要があります。

また、AI を用いた配車・予約システムによる定額タクシーの運行や自動運転サービスなど、ICT を利活用して公共交通の確保・維持に取り組む地域も現れています。

【取組の方向】

地域の実情に応じて、市町村や地域住民が最適な交通手段への転換を図ることができるよう、定額タクシーや自動運転サービス、MaaS^(※69)など ICT を利活用して地域生活交通の再構築に取り組む市町村を支援するなど、地域生活交通の確保等に向けた取組を進めます。

② 情報インフラの整備・活用

【現状・課題】

民間事業者の設備投資を促しながら、高速通信環境の整備を進めてきており、県内の FTTH^(※70)の整備割合は、令和2年度3月末時点で93.6%ですが、令和3年度末に100%となる見込みです。

一方、国は Society5.0 を提唱しており、Society5.0 で実現する社会は、IoT で全ての人とモノがつながること、AI やビッグデータの活用のため、大量のデータ流通が見込まれることから、「超高速・大容量」「超低遅延」「多数同時接続」と3つの特徴を備える5Gは、それを担う重要な基盤の一つとされています。

(※69) MaaS (マース) 「Mobility as a Service」の略称。バス、電車、タクシーなどの交通機関を、IT を用いてシームレスに結びつけ、効率よく、かつ便利に利用するシステムのこと。

(※70) FTTH (エフティーティーエイチ) 「Fiber To The Home」の略称。基地局から各家庭まで光ファイバーが繋がっている配線方式。

総務省は 2023 年以内に全国の 50%以上のメッシュ（全国を 10km 四方に区切ったもので、対象メッシュ数は 4,500 メッシュ）で 5G 高度特定基地局を整備する予定としていますが、5G サービスの利用可能エリアは限定的であり、今後増えてくる高度情報通信技術の利活用を前提とした様々な新しいサービスを本県においても必要に応じて享受できるよう、利用可能エリアの早期拡大による都市と格差のない情報インフラの整備が求められています。

また、地域の課題解決等に向けた、各分野における新たなサービス開発等に取り組む際にも、今後は IoT 等の進捗も想定し、必要に応じ、それらに対応できる情報基盤が必要となりますので、今後のデジタルの取組に遅れがでないよう準備が必要です。

5G の特徴をいかした具体的な活用方法やニーズ創出により、基地局整備等が進むことが見込まれるため、活用方法の掘り起こしなどを進めていく必要があります。

【取組の方向】

5G の利用可能エリアの整備について、都市部と格差が生じないように、様々な機会を通じて国への働きかけを継続していきます。

また、市町村、通信事業者等と連携した実証実現の働きかけを通じて 5G 基地局の整備等を進めていきます。

テクノアークしまね内に 5G 等のデジタル技術を体験・実証できるスペースを整備し、県内中小企業のデジタル化を支援します。

(2) 防災対策の推進

① 道路防災・土砂災害対策等の推進

【現状・課題】

豪雨災害の激甚化、多頻度化が進む中で、管理施設や地域の防災対策を着実に実施するためには、状況を早期・的確に把握することが重要となりますが、従来のパトロール等の方法では限界があり困難です。

島根県では、道路への落石が年平均で延べ 10,000 箇所程度発生していますが、職員により実施している巡視では早期発見には限界があります。

防災関係機関との連携を強化するためには、リアルタイム情報の共有が重要です。また、住民等の適時的確な避難行動につなげるための情報提供が求められています。

【取組の方向】

災害や管理施設の異常が発生した時に的確に対応するため、情報の「収集」及び「提供」、ならびに関係機関等との「共有」を充実・強化する取組を促進します。

「収集」については、道路への落石等異常の発生を道路利用者から通報できるスマートフォンアプリ「パトレポしまね^(※71)」(平成29年4月運用開始)の普及・活用を促進します。このほか、管理施設の監視カメラや水位計等の情報収集機器の設置に取り組んできているところであり、必要に応じて設置を進めます。また、災害発生時の現地調査に活用するため、ドローンを各事務所等に配備するとともに、操縦者を育成します。

「提供」については、「マップ on しまね」において土砂災害の警戒区域や洪水浸水想定区域を公表しており、また、今年3月から土砂災害予警報システムの改修版を運用開始するなど、リアルタイムの充実した情報提供に努めています。

「共有」については、ICTの環境整備により収集された情報を十分に生かすため、県庁と県土整備事務所間や関係機関とを結ぶ情報インフラの充実や訓練を実施します。

② 防災対策の推進

【現状・課題】

災害による被害を最小限にとどめるため、県民が気象や防災に関する知識や防災対策について、日頃から理解しておく必要があることから、防災知識の普及啓発を図っています。

災害発生時の多種多様かつ大量の情報に対応し、人命の安全と社会秩序の維持を図り、県民の防災対策に迅速かつ的確に対応するため、災害情報の収集・伝達・共有をして確実に伝わる仕組みづくりが必要です。

大規模な災害発生時に、迅速な被災者の救護・支援及び的確な復旧・復興作業を求められます。

【取組の方向】

ア 県と各防災機関が連携して、県民に対して、防災情報を掲載した県の防災ポータルサイト^(※72)の利用や、携帯電話等で防災情報を受け取ることができる「しまね防災メール^(※73)」の登録などについて周知に努めます。

^(※71) パトレポしまね 島根県が運用する、スマートフォンを用いた通報アプリケーションの名称。

^(※72) 防災ポータルサイト (しまね防災情報) 防災気象情報、市町村毎の避難情報や避難所の開設・混雑情報、道路規制情報等が確認することができるポータルサイトのこと。

※しまね防災情報：島根県の防災ポータルサイト URL：<https://www.bousai-shimane.jp/>

^(※73) しまね防災メール 地震・津波情報、気象注警報、土砂災害警戒情報、河川洪水予報、国民保護情報など、防災情報や緊急のお知らせを、携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービスのこと。英語、中国語等5カ国語に対応。

- イ 総合防災情報システムの運用により、災害が発生した際の災害情報の共有を図り、災害の迅速な把握及び的確な情報提供を実施します。また、市町村と共に、伝達手段の多重化、多様化を図りつつ、災害情報の発信や避難情報などの的確な伝達方法の見直しを図ります。
- ウ 国が整備する被災者支援や復旧を支援するシステムの周知を図ります。
- エ 県地域防災計画に基づき、デジタル技術を活用し、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう取り組みます。

第6章 デジタルデバイド対策

1 全ての県民への配慮

デジタル技術を活用することにより、障がいのある方や高齢者などを含め、一人ひとりの置かれている地理的、身体的なハンディキャップのある状況下でも、自由に社会参加できる可能性が広がります。

そうした面からも急速に社会のデジタル化が進みますが、その中で、ICT を利用できる方とできない方との間に格差が生じてはなりません。また、デジタル化による環境変化に伴い、サイバー犯罪の被害に遭うリスクも存在しており対応が必要です。そのため、情報を適切に扱える個人の資質の向上、必要に応じたデジタル技術・サービスを利用できるための支援の仕組みづくりなど、全ての人々が不安なくデジタル化の恩恵を享受できる環境を整備することが重要です。

例えば、ICT 機器の操作が分からない、利用に不安がある、用語が難しい、オンラインでのコミュニケーションやオン・オフの意識の切り替えが困難といった様々な問題に対応する必要があります。また、スマートフォン等の操作に慣れた方においてもスマートフォン決済サービスを悪用した詐欺、金融機関等を装った SMS^(※74)や電子メールを用いたフィッシング詐欺^(※75)などインターネット利用に係るネットワーク利用犯罪被害も発生しており対応が必要です。

島根県では、窓口機能や手続等において ICT 機器に不慣れな方に必要な対応を検討していくとともに、市町村においても取組が推進されるよう、国や他県の動向等について情報提供を行っていきます。

例えば、行政手続等の対応としては、一部に書面による申請等を残すなど、デジタル以外の複数の手段に対応できるようにしておく方法があります。また、オンライン化された手続の入力画面操作を職員がサポートする等の対応も考えられます。

(※74) SMS (エスエムエス) 「ショートメッセージサービス」の略称。電話番号もしくは SMS 相互接続他事業者へ文字メッセージを送受信できるサービス。

(※75) フィッシング詐欺 送信者を詐称した電子メールを送りつけたり、偽の電子メールから偽のホームページに接続させたりする方法で、クレジットカード番号、アカウント情報（ユーザ ID、パスワードなど）といった重要な個人情報を盗み出す行為のこと。

また、スマートフォン等のデジタル技術を日常的に利用することが求められることが増えてくると思われまますので、消費者教育の観点やインターネット利用に係るトラブルや犯罪の被害防止対策の観点から、県民の意識向上のための効果的な情報発信や自分自身で機器操作等ができるよう知識を高める普及啓発活動などを推進していきます。

2 県と市町村の連携

若年層から高齢者等まで全ての利用者がデジタルを適切に活用できるようにするためには、県と市町村が連携して取り組むことが必要です。

利用者に分かりやすく、利用しやすいシステムを構築するために、県から市町村へ技術的な助言を行うこと、オンライン化された手続の入力操作等を職員が支援する等の優良事例を共有すること、国の「デジタル活用支援員^(※76)」制度等の普及を進めること、地域の幅広い関係者と連携したデジタルの利用講座開設等を行う際の事業者やNPOの情報等の共有、地域の中で講習会等の研修機会が広がるよう研修講師の育成を支援することなどの協力が想定されます。

また、人材配置や人材育成の取組事例、情報バリアフリー^(※77)の取組事例などを共有し、デジタル技術の利活用について普及啓発を進めるなど、県と市町村が連携しきめ細かなデジタル活用支援に取り組めます。

(※76) デジタル活用支援員 住民に身近な場所で高齢者などから ICT 機器やサービスの利用方法の相談を受けたり、学習支援を行う人のこと。総務省によるデジタル活用支援員推進事業では、デジタル活用支援活動に対する助成を行います。

(※77) 情報バリアフリー 障がい者でも支障なく情報通信を利用できるようにすること。

用語解説

用語	説明文
自治体 DX 推進計画	令和 2 年度に策定され、自治体に取り組むべき事項・内容を具体化することにより、デジタル社会構築に向けた取組を自治体の足並みをそろえて進める計画。
DX (デジタル・トランスフォーメーション)	「Digital Transformation」の略称。進化した IT 技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念のこと。
ICT (アイシーティー)	「Information and Communication Technology」の略称。デジタル化された情報の通信技術であり、インターネットなどを経由して人と人をつなぐ役割を果たすもの。
PDCA サイクル	業務管理における継続的な改善方法。Plan (企画) → Do (実施) → Check (評価) → Action (改善) の 4 段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法。
Society5.0(ソサエティ 5.0)	サイバー空間とフィジカル (現実) 空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。
5G	第 5 世代移動通信システム。 「高速大容量」「低遅延通信」「多数同時接続」という 3 つの特徴をもつ。
光ファイバー	光信号を伝送するための非常に細い線で、主に光通信の伝送路として使用される。
デジタルガバメント	デジタル技術を活用しながら行政サービスを見直し、国が抱える社会問題の解決や経済成長を実現するための改革。
マイナンバーカード	住民の申請により無料で交付されるプラスチック製のカードで、表面には顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が表示されており、本人確認書類として利用できる。 また、裏面には 12 桁の個人番号 (マイナンバー) が記載されており、法律または条例で定められた手続におけるマイナンバーの確認に利用できる他、ICチップを利用して行政機関に対する電子申請などにも利用できる。
EBPM (イービーピーエム)	「Evidence Based Policy Making」の略称。証拠に基づく政策立案。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠 (エビデンス) に基づくものとする。
AI (エーアイ)	「Artificial Intelligence」の略称。学習や判断などの機能を備えたコンピュータシステムのこと。人工知能。

RPA（アールピーエー）	「Robotic Process Automation」の略称。定型的な作業について、人間に代わってAI、機械学習等を含む認知技術を活用して自動化すること。
テレワーク	ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
島根創生計画総合戦略アクションプラン	「島根創生計画（第1編 人口減少に打ち勝つための総合戦略）」の施策の具体的な取組の考え方を示したもの。
スマート自治体	AIやRPAツールなどを活用することで、職員が行っている事務処理を自動化したり、標準化された共通基盤を用いて効率的にサービスを提供する次世代の自治体像のこと。
IoT	「Internet of Thing」の略称。「モノのインターネット」という意味で使われ、従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、駆動装置（アクチュエーター）、住宅・建物、車、家電製品、電子機器など）が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる方とできない方との間に生じる格差のこと。
(自治体情報)セキュリティクラウド	都道府県と市区町村がWebサーバー等を集約し、監視及びログ分析・解析をはじめ高度なセキュリティ対策を実施するもの。
デジタルファースト	行政手続やサービスが一貫してデジタルで完結すること。
サービスデザイン	顧客（利用者）がサービスの利用を通して得られる体験価値を重視し、顧客の視点から事業やサービスを体系的に見直したり、新しいサービスを生み出す取組のこと。
オープンデータ	誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータ。
ICT-BCP（ビーシーピー）	災害発生やサイバー攻撃などの緊急時においても、業務に必要なICTシステムを維持し、業務の継続性を確保する計画。
API（エーピーアイ）	「Application Programming Interface」の略称。ソフトウェアやプログラム、Webサービスの間をつなぐインターフェースのこと。
SaaS（サーズ）	「Software as a Service」の略称。ソフトウェアを利用者（クライアント）側に導入するのではなく、提供者（サーバー）側で稼働しているソフトウェアを、インターネット等のネットワーク経由で、利用者がサービスとして利用する状況。
暗黙知	経験的に使っている知識だが簡単に言葉で説明できない知識のこと。
形式知	文章・図表・数式などによって説明・表現できる知識のこと。
スマートフォン	パソコンの機能を併せ持ち、インターネットとの親和性が高い多機能携帯電話のこと。

ぴったりサービス	子育て・介護・被災者支援の分野に限らず、あらゆる分野の手続のオンライン申請実現に活用できるシステム。
キャッシュレス決済	クレジットカードや電子マネーなどを用いることで現金を使わずに支払いを済ませる方法。
RESAS（リーサス）	経済産業省と内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部）が提供している、産業構造や人口動態、人の流れなどに関する官民ビッグデータを集約し、可視化するシステム。正式名称：地域経済分析システム
統計ダッシュボード	国や民間企業等が提供している主要な統計データをグラフ等に加工して一覧表示し、視覚的に分かりやすく、簡単に利用できる形で提供するシステム。
島根県オープンデータカタログサイト	島根県オープンデータカタログサイトでは、県内に関係するデータを公開。
推奨データセット	オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、そのデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもの。
島根県統合型 GIS	「GIS」とは、地理情報システム「Geographic Information system」の略称であり、電子地図のこと。 「島根県統合型 GIS」とは、島根県と県内市町村が保有する様々な地図情報を統一的にコンピュータ上で管理し、地図情報の検索や表示、情報の追加・加工を容易に行うことができるシステム。 庁内向けと、閲覧用の庁外向け（マップ on しまね）がある。
マップ on しまね	インターネット上で島根県や県内市町村の地図情報を検索・閲覧できるサービス（Web-GIS）の愛称。現在 80 種類超の地図情報が公開されている。
ホームページ	ウェブブラウザを起動した時に表示されるウェブページなどの画面。
SNS（エヌエヌエス）	「Social Networking Service」の略称。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。
Web 会議	遠隔拠点とインターネットを通じて映像・音声のやり取りや、資料の共有などを行うことができるツールのこと。
モバイル（パソコン）	小型で持ち運びが可能、持ち運び中に使用可能な電子機器やパソコン。
ペーパーレス	紙媒体を電子化してデータとして活用・保存すること。 業務効率改善やコスト削減を図ることをペーパーレス化と呼ぶ。
Web セミナー	インターネット上で行なわれるセミナーそのもの、もしくはインターネット上でのセミナーを実施するためのツールを指す。

モバイルワーク	可動性のある働き方のこと。 オフィスや自宅、施設に依存することなく、どこでも自由に仕事をするスタイル。
グループウェア	企業など組織内のコンピュータネットワークを活用し、情報共有の効率化、コミュニケーション活性化、業務効率化等のためのソフトウェア。
サイバーセキュリティ	コンピューターや Web サイト、サーバーなどへの不正アクセスを防ぎ、電子情報の不正な取得・流出、そして改ざんの防止や、防止を目的とした対策のこと。
無線 LAN	ネットワーク機器間を有線でつなぐ代わりに無線を使う LAN の総称。 ※LAN 「Local Area Network」の略称。建物内やフロア内程度の範囲で用いられるコンピューターネットワークのこと。
自治体セキュリティポリシー	地方公共団体の中での情報セキュリティを確保・徹底するための方針や対策を定めたもの。
ドローン	無人で遠隔操作または自動操縦で飛行できる機体。
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。
漁獲可能量 (TAC)	「TAC : Total Allowable Catch」 水産資源の保存及び管理のため特定の魚種ごとに漁獲できる総量を定めたもの。
Ruby	日本で開発されたオブジェクト指向スクリプト言語。
オープンソース	ソースコードが公開され無償で利用できるソフトウェアのこと。 ※ソースコード プログラムの設計図と言われプログラミング言語で書かれた、コンピュータプログラムを表現する文字列 (テキストまたはテキストファイル)。
Web サイト	World Wide Web (WWW) 上にあり、一般に特定のドメイン名の下にある複数のウェブページの集まりのこと。
ワーク・ライフバランス	仕事と生活のバランスがとれた状態のこと。
BIM/CIM (ビムシム)	計画、調査、設計段階から 3D モデルを導入し、その後の施工、維持管理においても 3D モデルを連携させることで、事業全体にわたり関係者間の情報共有を図るもの。
しまこ	しまね縁結びサポートセンターが結婚支援のために提供する、有料会員制のマッチングシステムの名称。
こっころパスポート	18 歳までの子どもがいる家庭 (妊婦を含む) に交付するパスポートで、協賛店舗にパスポートを提示することで、協賛店舗がそれぞれ設定した割引などのサービスを受けることができる。

関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。
まめネット	医療機関、訪問看護・介護事業所等を相互につなぐ「しまね医療情報ネットワーク」の愛称。全県において効率的で質の高い医療提供体制を確保するため、島根県が基盤を整備し、NPO 法人しまね医療情報ネットワーク協会が運営を担う。患者の同意の下、診療情報等の閲覧、診療予約、画像診断などの様々な機能を複数の関係機関が活用している。
電子カルテ	カルテをパソコンやタブレットなどを用いて作成し、電子的なデータとして保存できるもの。
タブレット端末	薄い板状の軽量のパソコンの一種。片側全面が液晶画面になっており、キーボードはなく、ペンやタッチパネルで操作を行う。
アクセスポイント	通信ネットワークの末端でコンピュータなどからの接続要求を受け付け、ネットワークへの通信を仲介する施設や機器のこと。
クラウドサービス	従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。
デジタル教材	紙の教科書の内容の全部（電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材。
GIGA スクール構想	一人一台の学習者用 PC と高速ネットワーク環境の一体的な整備により、個別最適化された学びを通じて子どもたちの資質・能力を育成できる教育 ICT 環境を整備する計画。
光回線	光ファイバーを利用したインターネット回線のこと。
島根県全県域 WAN	県・市町村が利用できるネットワーク。障害に強くセキュリティ面でも安全に利用できるネットワーク。
SINET（サイネット）	国立情報学研究所が提供・運用を行う学術情報ネットワークのこと。
統合型校務支援システム	成績や学籍管理等、校務全般の事務処理を一元管理し効率的に処理するためのシステム。
MaaS（マース）	「Mobility as a Service」の略称。 バス、電車、タクシーなどの交通機関を、IT を用いてシームレスに結びつけ、効率よく、かつ便利に利用するシステムのこと。
FTTH（エフティーティーエイチ）	「Fiber To The Home」の略称。基地局から各家庭まで光ファイバーが繋がっている配線方式。
パトレポしまね	島根県が運用する、スマートフォンを用いた通報アプリケーションの名称。

<p>防災ポータルサイト (しまね防災情報)</p>	<p>防災気象情報、市町村毎の避難情報や避難所の開設・混雑情報、道路規制情報等が確認することができるポータルサイトのこと。 ※しまね防災情報：島根県の防災ポータルサイト U R L : https://www.bousai-shimane.jp/</p>
<p>しまね防災メール</p>	<p>地震・津波情報、気象注警報、土砂災害警戒情報、河川洪水予報、国民保護情報など、防災情報や緊急のお知らせを、携帯電話やパソコンに電子メールで配信するサービスのこと。英語、中国語等5カ国語に対応。</p>
<p>SMS</p>	<p>「ショートメッセージサービス」の略称。電話番号もしくはSMS相互接続他事業者へ文字メッセージを送受信できるサービス。</p>
<p>フィッシング詐欺</p>	<p>送信者を詐称した電子メールを送りつけたり、偽の電子メールから偽のホームページに接続させたりするなどの方法で、クレジットカード番号、アカウント情報（ユーザID、パスワードなど）といった重要な個人情報を盗み出す行為のこと。</p>
<p>デジタル活用支援員</p>	<p>住民に身近な場所で高齢者などからICT機器やサービスの利用方法の相談を受けたり、学習支援を行う人のこと。総務省によるデジタル活用支援員推進事業では、デジタル活用支援活動に対する助成を行います。</p>
<p>情報バリアフリー</p>	<p>障がい者でも支障なく情報通信を利用できるようにすること。</p>

島根県 ICT 総合戦略
令和 4 年 3 月 策定
島根県
(地域振興部 地域政策課 デジタル戦略室)

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

TEL : 0852-22-6910

e-mail : senryaku@pref.shimane.lg.jp

URL: <https://www.pref.shimane.lg.jp/johoseisaku/>